





第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第八条第六項各号（社会保険料の範囲）に掲げるものをいう。）に相当する金額

四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に應ずるものに、その百分の二十に相当する金額を加算した金額を下らない範囲で政令で定める金額

五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度とし

る場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

（社会保険制度に基づく給付の差押禁止）

第七十七条 社会保険制度に基づき支給される退職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付に係る債権は退職手当等とそれぞれみなして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律又は条例に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

- 一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）
- 四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）
- 五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）

て、差し押えることができない。

3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。

- 一 所得税法第三十八条の二（退職所得についての源泉徴収）又は第四十一条第一項の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
- 三 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものの三倍に相当する金額
- 四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる

六 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百二十四号）

七 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）

八 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

九 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）

十 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）

十一 地方公務員の共済制度又は退職年金制度に関する

条例

（条件付差押禁止財産）

第七十八条 次に掲げる財産（第七十五条第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができない財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

- 一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地



- 二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えき、稚魚その他の水産物及び漁船
- 三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

第七款 差押の解除

（差押の解除の要件）

第七十九条 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押を解除しなければならない。

- 一 納付、充当、賦課の取消その他の理由により差押に係る国税の全額が消滅したとき。
  - 二 差押財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び差押に係る国税に先だつ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がなくなつたとき。
- 2 徴収職員は、次の各号の一に該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押を解除することができる。
- 一 差押に係る国税の一部の納付、充当、賦課の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押に係る国税及びこれに先だつ他の国税、地方

税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

二 滞納者が他に差し押えることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押えたとき。

（差押の解除の手續）

第八十条 差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行ふ。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行ふ。

2 徴収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手續をしなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

- 一 動産又は有価証券 その引渡及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去
- 二 債権又は第三債務者等がある無体財産権等 滞納者への通知

3 税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

る者のうち知れている者及び交付要求をしている者があるときは、これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない。

第二節 交付要求

（交付要求の手續）

第八十二条 滞納者の財産につき強制換価手續が行われた場合には、税務署長は、執行機関に対し、滞納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（交付要求の制限）

第八十三条 税務署長は、滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしないものとする。

（交付要求の解除）

- 4 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、滞納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に対し引渡をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。
- 一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、賦課の取消その他国の責に帰すべき理由による場合 差押の時に存在した場所
- 二 その他の場合 差押を解除した時に存在する場所
- 5 第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車若しくは建設機械の差押を解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第四項（権利証書の取上げ）の規定により準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有した自動車若しくは建設機械があるときについて準用する。

（質権者等への差押解除の通知）

第八十一条 税務署長は、差押を解除した場合において、第五十五条各号（質権者等に対する差押の通知）に掲げ



第八十四条 税務署長は、納付、充当、賦課の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。

2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによつて行う。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）及び第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定は、交付要求を解除した場合について準用する。

（交付要求の解除の請求）

第八十五条 強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に対し、次の各号のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

- 一 その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。
- 二 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

2 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除しなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

（参加差押の手続）

第八十六条 税務署長は、第四十七条（差押の要件）の規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

- 一 動産及び有価証券
- 二 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械
- 三 電話加入権

2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押をした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

3 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押をしたときは、参加差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、参加差押をした場合について準用する。

（参加差押の効力）

第八十七条 参加差押をした場合において、その参加差押に係る財産につきされていた滞納処分による差押が解除されたときは、その参加差押（二以上の参加差押があるときは、そのうち最も先にされたもの）は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に掲げる時にさかのぼつて差押の効力を生ずる。

- 一 動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押をした行政機関等に交付された時
- 二 不動産、船舶、航空機、自動車及び建設機械 参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押の登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）
- 三 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時

2 税務署長は、差し押えた動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押を解除すべきときは、その動産又は有価証券を前項の規定により差押の効力を生ずべき参加差押をした行政機関等に引き渡さなければならない。差し押えた自動車又は建設機械で第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定により徴収職員が占有しているものについても、また同様とする。

3 参加差押をした税務署長は、その参加差押に係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、すみやかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

（参加差押の制限、解除等）

- 第八十八条 第八十三条から第八十五条まで（交付要求の制限、解除等）の規定は、参加差押について準用する。
- 2 税務署長は、参加差押の登記をした財産の参加差押を解除したときは、その登記のまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。
- 3 税務署長は、電話加入権の参加差押を解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。



4 前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押に関する手続について必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産の換価

第一款 通則

（換価する財産の範囲）

第八十九条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立）の規定により債権の取立をする有価証券を除く。以下この節において同じ。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2 差し押えた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立をしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立をすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができ

（換価の制限）

第九十条 果実は成熟した後、蚕は繭となつた後でなければ、換価をすることができない。

2 前項の規定は、生産工程における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するものでなければ、その価額が著

しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

（自動車等の換価前の占有）

第九十一条 自動車又は建設機械の換価は、徴収職員が第七十一条第三項（差し押えた自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税の賦課又は徴収に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（修理等の処分）

第九十三条 税務署長は、差押財産を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができ

第二款 公売

（公売）

第九十四条 税務署長は、差押財産を換価するとき、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

（公売公告）

第九十五条 税務署長は、差押財産を公売に付するとき、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

- 一 公売財産の名称、数量、性質及び所在
- 二 公売の方法
- 三 公売の日時及び場所
- 四 売却決定の日時及び場所
- 五 公売保証金を納付させるときは、その金額
- 六 買受代金の納付の期限
- 七 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法をあわせて用いることを妨げない。

（公売の通知）

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次に掲げる者のうち知れている者に通知しなければならない。

- 一 公売財産につき交付要求をした者
  - 二 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者
- 2 税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売



却代金から配当を受けることができる者のうち知れている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第三百三十条第一項（債権現在額申立書の提出）に規定する債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

（公売の場所）

第九十七条 公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）において行うものとする。ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

（見積価額の決定）

第九十八条 税務署長は、公売財産の見積価額を決定しなければならぬ。この場合において、必要と認めるときは、鑑定人によるその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

（見積価額の公告等）

第九十九条 税務署長は、公売財産のうち次の各号に掲げる財産を公売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。

- 一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日
- 二 せり売の方法又は第二百五条第一項（複数落札入札制）に規定する方法により公売する財産（前号に掲げる財産を除く。） 公売の日の前日
- 三 その他の財産で税務署長が公告を必要と認めるもの 公売の日の前日

2 税務署長は、見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない。

3 第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、第一項の公告について準用する。ただし、税務署長は、公売財産が動産であるときに限り、その財産に見積価額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代えることができる。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、賃借又は地代その他これらの権利の内容を公告しなければならない。

（公売保証金）

第一百条 公売財産の入札又はせり売に係る買受の申込（以下「入札等」という。）をしようとする者は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものを含む。以下第一百五条第三項（買受代金の納付の期限）において同じ。）で納付しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が五万円以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付させるときは、その納付を要しないものとする。ことができる。

2 公売財産の入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、前項ただし書の規定の適用を受ける場合を除き、公売保証金を納付した後でなければ、入札等をすることができない。

3 公売財産の買受人は、その納付した公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第一百五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消されたときは、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

4 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、

当該各号に規定する公売保証金をその納付した者に返還しなければならない。

一 第一百四条（最高価申込者の決定）又は第一百五条（複数落札入札制による最高価申込者の決定）の規定により最高価申込者を定めた場合において、他の入札者等の納付した公売保証金があるとき。

二 第一百四条（買受申込等の取消）の規定により最高価申込者又は買受人がその入札等又は買受を取り消した場合において、その者の納付した公売保証金があるとき。

三 第一百七条（国税の完納による売却決定の取消）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の納付した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）

第一百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。

2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。



3 開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

（再度入札）

第百二条 税務署長は、入札の方法により差押財産を公売する場合において、入札者がないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができない。

（せり売）

第百三条 せり売の方法により差押財産を公売するときは、徴収職員は、その財産を指定して、買受の申込を催告しなければならない。

2 徴収職員は、せり売人を選び、差押財産のせり売を取り扱わせることができる。

3 前条の規定は、差押財産のせり売について準用する。  
（最高価申込者の決定）

第百四条 徴収職員は、見積価額以上の入札者等のうち最高の価額による入札者等を最高価申込者として定めなければならない。

する。

3 税務署長は、複数落札入札制による最高価申込者に対して売却決定をした場合において、買受人のうち買受代金をその納付の期限までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに代金を納付させるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内において、まず、前項の規定により入札がなかったものとされた入札数量（買受代金を納付しない買受人の同項の規定により入札がなかったものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者とならなかつた者を最高価申込者とすることができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

（入札又はせり売の終了の告知等）

第百六条 徴収職員は、最高価申込者を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合には、数量及び単価。以下次項において同じ。）を呼び上げた後、入札又はせり売の終了を告知しなければならない。

2 前項の場合において、公売した財産が不動産、船舶、

ればならない。

2 前項の場合において、最高の価額の入札者等が二人以上あるときは、更に入札等をさせて定め、なおその入札等の価額が同じときは、くじで定める。

（複数落札入札制による最高価申込者の決定）

第百五条 税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があるとき認めるときは、その財産の数量の範囲内において入札をしようとする者の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

2 複数落札入札制による場合において、最高価申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量については、入札がなかったものと

航空機、自動車、建設機械、債権又は無体財産権等（以下「不動産等」という。）であるときは、税務署長は、最高価申込者の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者及び第九十六条第一項各号（公売の通知）に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知れている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

3 第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、前項の公告について準用する。

（再公売）

第百七条 税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は次条第二項若しくは第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。

2 税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、公売財産の見積価額の変更、第九十五条第一項本文（公売公告）の期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。

3 第九十六条（公売の通知）の規定は、第一項の規定に



よる公売が直前の公売期日から十日以内に行われるときは、適用しない。

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告の日）の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

（公売実施の適正化のための措置）

第百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者

三 偽りの名義で買受申込をした者

四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人

五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第四項（公売保証金の返還）の規定は、適用しない。

4 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めるところができる。

第三款 随意契約による売却

（随意契約による売却）

第百九条 次の各号の一に該当するときは、税務署長は、差押財産を、公売に代えて、随意契約により売却すること

とができる。

一 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当でないとき認められるとき。

二 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

三 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第百十五条第四項（売却決定の取消）の規定により売却決定を取り消したとき。

2 第九十八条（見積価額の決定）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について準用する。この場合において、同号の規定により売却するとき、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

3 税務署長は、第一項第三号の規定により売却する差押財産が動産であるときは、あらかじめ公告した価額により売却することができる。

4 第九十六条（公売の通知）及び第百七条第三項（公売

通知等の例外）の規定は、差押財産を随意契約により売却する場合について、第百六条第二項及び第三項（最高価申込者の通知等）の規定は、随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と読み替えるものとする。

（国による買入れ）

第百十条 国は、前条第一項第三号の規定に該当する場合において、必要があるときは、同条第二項の規定による見積価額でその財産を買い入れることができる。

第四款 売却決定

（動産等の売却決定）

第百十一条 税務署長は、動産又は有価証券を換価に付するときは、公売をする日（随意契約により売却する場合においては、その売却する日。以下「公売期日等」という。）において、最高価申込者（随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ。）に対して売却決定を行う。



（動産等の売却決定の取消）

第百十二條 換価をした動産又は有価証券に係る売却決定の取消は、これをもつて買受代金を納付した善意の買受人に対抗することができない。

2 前項の規定により買受人に対抗することができないことにより損害が生じた者がある場合には、その生じたことについてその者に故意又は過失があるときを除き、国は、その通常生ずべき損失の額を賠償する責に任ずる。この場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、その者に対する求償権の行使を妨げない。

（不動産等の売却決定）

第百十三條 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日（以下「売却決定期日」という。）において最高価申込者に対して売却決定を行う。

（買受申込等の取消）

第百十四條 換価に付した財産（以下「換価財産」という。）について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、第百六十六條第三項ただし書（再調査の請

求がされた場合の処分停止（第百六十七條第四項（審査の請求についての準用規定）において準用する場合を含む。）若しくは第百七十一條第三項本文（再調査の請求等がされた場合の不動産等についての処分の停止）の規定又は行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十号）第十條第二項（執行停止命令）の規定による命令により滞納処分の続行を停止したときは、その停止している間は、その最高価申込者又は買受人は、その入札等又は買受を取り消すことができる。

第五款 代金納付及び権利移転

（買受代金の納付の期限等）

第百十五條 換価財産の買受代金の納付の期限は、売却決定の日とする。  
2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、十日をこえることができない。  
3 買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。  
4 税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。

る。

（買受代金の納付の効果）

第百十六條 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

（国税の完納による売却決定の取消）

第百十七條 税務署長は、換価財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。

（売却決定通知書の交付）

第百十八條 税務署長は、換価財産（有価証券を除く。）の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

（動産等の引渡）

第百十九條 税務署長は、換価した動産、有価証券又は自動車若しくは建設機械（徴収職員が占有したものに限り。）の買受人が買受代金を納付したときは、その財産を

買受人に引き渡さなければならない。

2 税務署長は、前項の場合において、その財産を滞納者又は第三者に保管させているときは、売却決定通知書を買受人に交付する方法によりその財産の引渡をすることができる。この場合において、その引渡をした税務署長は、その旨を滞納者又は第三者に通知しなければならない。

（有価証券の裏書等）

第百二十條 税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滞納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならない。

2 税務署長は、前項の場合において、滞納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滞納者に代つてその手続をすることができる。

（権利移転の登記の嘱託）

第百二十一條 税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについては、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）その他の法令に別段の定がある場



合を除き、その買受代金を納付した買受人の請求により、その権利の移転の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

（債権等の権利移転の手続）

第二百二十二条

税務署長は、換価した債権又は第七十三条第一項（電話加入権等の差押手続）に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。

2 前項の場合において、第六十五条（債権証券の取上げ）（第七十三条第四項（権利証券の取上げ））において準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。（権利移転に伴う費用の負担）

第二百二十三条

第二百二十条第二項（有価証券の裏書等の地位）の規定による手続に関する費用及び第二百二十一条（権利移転の登記の嘱託）の規定による嘱託に係る登記の登録税その他の費用は、買受人の負担とする。（担保権の消滅又は引受）

第二百二十四条

換価財産上の質権、抵当権、先取特権、留置権並びに担保の目的でされている仮登記により保全さ

に到来しないとき。

三 その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申出があつたとき。

（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）

第二百二十五条

税務署長は、第二百二十一条（権利移転の登記の嘱託）の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、あわせてそのまつ消を関係機関に嘱託しなければならない。

（担保責任）

第二百二十六条

民法第五百六十八条（強制競売における担保責任）の規定は、差押財産の換価の場合について準用する。

（法定地上権等の設定）

第二百二十七条

土地及びその上にある建物又は立木（以下この条において「建物等」という。）が滞納者の所有に属する場合において、その土地又は建物等の差押があり、その換価によりこれらの所有者を異にするに至つたときは、その建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

れる請求権及び第二十三条第一項（仮登記のある財産の差押の効力）の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るものは、その買受人が買受代金を納付した時に消滅する。第二十四条（譲渡担保権者の物的納税責任）の規定により譲渡担保財産に対し滞納処分を執行した場合において、滞納者がした再売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、また同様とする。

2 税務署長は、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械を換価する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その財産上の質権、抵当権又は先取特権（登記がされているものに限る。以下この条において同じ。）に関する負担を買受人に引き受けさせることができ。この場合において、その引受があつた質権、抵当権又は先取特権については、前項の規定は、適用しない。一 差押に係る国税がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであるとき。

二 その質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の弁済期限がその財産の売却決定日から六月以内

2 前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定める。

第四節 換価代金等の配当

（配当すべき金銭）

第二百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

- 一 差押財産の売却代金
- 二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭
- 三 差し押えた金銭
- 四 交付要求により交付を受けた金銭

（配当の原則）

第二百二十九条 前条第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。



- 一 差押に係る国税
- 二 交付要求を受けた国税、地方税及び公課
- 三 差押財産に係る質権、抵当権、先取特権又は留置権により担保される債権
- 四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（第三者の損害賠償請求権等への配当）（これらの規定を第七十一条第四項（自動車等）についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借債に係る債権
- 2 前条第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押又は交付要求に係る国税に充てる。
- 3 前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者（担保の目的でされている仮登記の権利者を含む。以下第三百三十一条（配当計算書）において同じ。）に交付する。
- 4 換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章（国税と他の債権との調整）、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項（これらの規定を第七十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに民法その他の法律の規定により配

- 当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税額を除く。以下この項において同じ。）及びその利子税額又は延滞加算税額に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。
- （債権額の確認方法）
- 第三百三十条 前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。
- 2 税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。
- 一 登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権
- 二 登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権で知られているもの

- 三 前条第一項第四号に掲げる債権で知られているもの
- 3 前条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

（配当計算書）

第三百三十一条 税務署長は、第二百二十九条（配当の原則）

- の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。
- 一 債権現在額申立書を提出した者
- 二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者
- 三 滞納者

（換価代金等の交付期日）

第三百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付

- 期日を附記して告知しなければならない。
- 2 前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日とならなければならない。ただし、第二百二十九条第一項第三号又は第四号（配当を受ける債権）に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがない場合には、その期間は、短縮することができる。

（換価代金等の交付）

第三百三十条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当

- 計算書に従つて換価代金等を交付するものとする。
- 2 換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申立があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。
- 一 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等の申出に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。
- 二 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させないものである場合において、その異議に係る者及び滞納者がその異



議を正当と認めるとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとする。

三 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるその他の債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に関係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めるとき、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとし、その合意がなかつたときは、その異議を参酌して配当計算書を更正して交付し、又は異議につき相当の理由がないと認めるときは、直ちに国税、地方税又は公課の金額を交付するものとする。

3 前項の規定により換価代金等を交付することができない場合、換価代金等を配当すべき債権が停止条件附である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合（その仮登記に基づく登記が換価の時までにされている場合を除く。）における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

（換価代金等の供託）

第三百三十四条 換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により供託したときは、その旨を同項の債権者に通知しなければならない。

（売却決定の取消に伴う措置）

第三百三十五条 税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。ただし、第三百十二条第一項（動産等の売却決定の取消）の規定により、その取消をもつて買受人に対抗することができないときは、この限りでない。

一 徴収職員が受領した換価代金等の買受人への返還

二 第二百二十一条（権利移転の登記の嘱託）その他の法令の規定により嘱託した換価に係る権利の移転の登記のまつ消の嘱託

三 第二百二十五条（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）その他の法令の規定による嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵当権その他の権利の登記の回復の登記の嘱託

2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る質

権者、抵当権者又は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができ、この場合において、配当した金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

第五節 滞納処分費

（滞納処分費の範囲）

第三百三十六條 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押、交付要求、差押財産の保管、運搬、換価及び第九十三条（修理等の処分）の規定による処分、差し押えた有価証券、債権及び無体財産権等の取立並びに配当に関する費用とする。

（滞納処分費の配当等の順位）

第三百三十七條 滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充当する。

（滞納処分費の納入の告知）

国税徴収法（一四七）

第三百三十八條 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押えようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納入の告知をしなければならない。

第六節 雑則

第一款 滞納処分の効力

（相続等があつた場合の滞納処分の効力）

第三百三十九條 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に對してした差押は、当該国税につきその財産を有する相続人に対してされたものとみなす。ただし、徴収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）

第四百十條 滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。

第二款 財産の調査

（質問及び検査）



第四百十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿若しくは書類を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有しているものと認めるに足りる相当の理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

（搜索の権限及び方法）

第四百十二条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
  - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。

を立ち合わせなければならない。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村の吏員若しくは警察官を立ち合わせなければならない。

（出入禁止）

第四百十五条 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出入することを禁止することができる。

- 一 滞納者
- 二 差押に係る財産を保管する第三者及び第四百十二条第二項（第三者に対する搜索）の規定により搜索を受けた第三者
- 三 前二号に掲げる者の同居の親族
- 四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

（搜索調書の作成）

第四百十六条 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。

- 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

（搜索の時間制限）

第四百十三条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

- 2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

（搜索の立会人）

第四百十四条 徴収職員は、搜索をするときは、その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業員で相当のわかまゝのあるもの

- 2 徴収職員は、搜索調書を作成した場合には、その謄本を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人があるときはその立会人に交付しなければならない。

- 3 前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を前項の第三者及び立会人に交付しなければならない。

（身分証明書の呈示等）

第四百十七条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

- 2 この款の規定による質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 納税の猶予及び担保

第一節 徴収猶予

（徴収猶予の要件等）

第四百十八条 税務署長は、納税者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基づき、その国税



を金銭で一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

- 一 納税者がその財産につき震災、風水害、火災、その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。
- 二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
- 三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したとき。
- 四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたとき。
- 五 前各号の一に該当する事実を類する事実があつたとき。

2 税務署長は、納税者につき、国税の法定納期限から一年を経過した後、その納付すべき額が確定した場合において、その納付すべき国税を金銭で一時に納付することができない理由があると認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請に基き、その納期限か

ら一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 税務署長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予した期間内にその猶予した金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4 税務署長は、第一項又は第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。第一項又は第二項の申請につき徴収の猶予を認めないときも、また同様とする。

（徴収猶予の効果）

第四百九条 税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る国税について新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

3 税務署長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうちに果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分を執行し、その換価代金等を猶予に係る国税に充てることができる。

（徴収猶予の取消）

第五十条 第四百八条（徴収猶予）の規定により徴収の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

- 一 第四百八条第一項後段の規定により分割して納付

することを認めた国税をその期限までに納付しないと

二 第五百六条第三項（担保の変更等）の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する税務署長の求に応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

四 第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る国税の全額を徴収することができないと認められるとき。

2 税務署長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第四十三条第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 税務署長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者に通知しなければならない。



4 第六十六条第三項（再調査の請求に基く徴収猶予）（第六十七条第四項（審査の請求に基く徴収猶予））において準用する場合を含む。）又は所得税法その他の国税に関する法律の規定による徴収の猶予については、前三項（再調査の請求又は審査の請求があつた場合における徴収の猶予については、第二項を除く。）の規定を準用する。

（換価の猶予の要件等）

第五十一条 税務署長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第四十八条第一項（災害等による徴収の猶予）の規定に該当する場合を除く。）において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることと比して、滞納に係る国税及び最近において

て納付すべきこととなる国税の徴収上有利であると

2 税務署長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3 第四十八条第一項後段、第三項及び第四項前段（徴収猶予の場合の分割納付等）並びに第四十九条第三項及び第四項（果実等による徴収）の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

（換価の猶予の取消）

第五十二条 換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る国税を一時に徴収することができる。

一 第五十条第一項第一号又は第二号（徴収猶予の取消の理由）の規定に該当する事実があるとき。

二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。

三 第四十三条第一項各号（繰上徴収）の一に該当する事実があるとき。

2 第五十条第三項（徴収猶予の取消の通知）の規定

は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合において準用する。

第二節 滞納処分の停止

（滞納処分の停止の要件等）

第五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
- 二 滞納処分を執行することによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。
- 2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならぬ。
- 3 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならぬ。

4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を

納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるときは、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）

第五十四条 税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

第三節 納税の猶予に伴う利子税額等の減免

（利子税額等の減免）

第五十五条 第四十八条第一項第一号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実）に類す



る事実に係る部分に限る。）（災害等による徴収の猶予又は第百五十三条第一項（滞納処分の停止の要件）の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分の執行を停止した場合には、その猶予又は停止をした国税に係る利子税額又は延滞加算税額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第百五十条第一項（徴収猶予の取消）又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、税務署長は、その免除をしないことができる。

2 第百四十八条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）（事業の廃止等による徴収の猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の規定により徴収又は換価を猶予した場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、税務署長は、その猶予した国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽

減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者の事業又は生活の状況によりその利子税額又は延滞加算税額の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

3 第一項の規定は、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第九条（徴収猶予）の規定により徴収を猶予した場合について準用する。

第四節 納税の猶予に伴う担保

（担保の徴収）

第百五十六条 税務署長は、第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債  
二 税務署長が確実と認める社債（特別の法律により設

立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

券

三 土地

四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六 税務署長が確実と認める保証人の保証

2 税務署長は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 税務署長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付を担保することができないと認めるとき、又は第百四十九条第二項（徴収猶予による差押の解除）若しくは第百五十一条第二項（換価の猶予による差押の解除）の規定により差押を解除したときは、納税者に対し増担保の提供、保証人の変

更その他の担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（納付委託）

第百五十七条 第百四十八条（徴収猶予）又は第百五十一条（換価の猶予）の猶予を受けた納税者がその猶予に係る国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立とする取立立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、徴収職員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 徴収職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証券を納税者に交付しなければならない。

3 徴収職員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立及び



納付の再委託をすることができる。

- 4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により第五十六条第一項各号(徴収猶予等の担保)に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとする事ができる。

第五節 保全担保及び保全差押

(保全担保)

- 第五十八條 納税者が内国消費税又は入場税を滞納した場合において、その後その者に課すべきこれらの国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第五十六条第一項各号(徴収猶予等の担保)に掲げるものの提供を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該国税の額の三倍に相当する金額(その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該国税の金額に満たないときは、その額)を限度とする。

- 3 第五十六条第三項及び第四項(増担保の提供等)の

規定は、第一項の規定による担保について準用する。

- 4 税務署長は、第一項の規定により同項に規定する国税(酒税、入場税及びトランプ類税を除く)の担保の提供を命じた場合において、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、その国税に關し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる。

- 5 前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、抵当権の設定の登記を關係機關に囑託しなければならない。

- 6 税務署長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定(以下「担保の提供等」という)があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

- 7 税務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつた

と認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

(保全差押)

- 第五十九條 納税義務があると認められる者が不正に国税を免かれ、又は国税の還付を受けたことの嫌疑に基き、国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をいう。以下この条において同じ)後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額(以下この条において「保全差押金額」という。)を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。

- 2 税務署長は、前項の規定による差押をしようとするときは、あらかじめ、その所属する国税局長の承認を受け

なければならない。

- 3 税務署長は、第一項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならない。

- 4 前項の通知をした場合において、その納税義務があること認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第五十六条第一項各号(徴収猶予等の担保)に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、税務署長は、その差押をすることができない。

- 5 税務署長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。

- 一 第一項の規定による差押を受けた者が前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。
- 二 第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る国税の納付すべき額が確定しないとき。

- 6 税務署長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必



要がなくつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。

7 第一項の規定による差押又は第四項に規定する担保の提供があつた場合において、その差押又は担保の提供に係る国税の納付すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その国税を徴収するためにされたものとみなす。

8 第五十六条第二項から第四項まで（担保の提供手続等）の規定は、第四項に規定する担保について準用する。

9 第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る国税の納付すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。

10 第一項の場合において、差し押えるべき財産に不足があると認められるときは、税務署長は、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならぬ。

11 税務署長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、

その差押に係る国税の納付すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。

12 第一項に規定する国税の納付すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により損害を受けたときは、国は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

第六節 担保の処分

（担保の処分）

第六十条 税務署長は、第四十八条（徴収猶予）又は第五十一条（換価の猶予）の猶予を受けた者がその猶予に係る国税をその猶予の期限までに納付せず、又は第五十条第一項（徴収猶予の取消）（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第一項（換価の猶予の取消）の規定により徴収する場合において、その国税について徴した担保があるときは、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき国税及びその処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2 前項の場合において、税務署長は、担保財産の処分の

代金が同項の国税及びその処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分を執行し、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

3 前二項の規定は、第五十八条（保全担保）又は前条第四項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る国税を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその国税に充てる。

4 第三十二条（第二次納税義務の通則）の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から国税を徴収する場合について準用する。

第七章 還付

（過誤納金の還付）

第六十一条 税務署長、国税局長又は税関長（以下この章において「税務署長等」という。）は、過誤納に係る国税（以下「過誤納金」という。）があるときは、政令で定

めるところにより、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

第六十二条 税務署長等は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた国税があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその国税に充当しなければならぬ。この場合においては、第二百二十九条第五項（本税額の優先充当）の規定を準用する。

2 前項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適當することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

3 税務署長等は、第一項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

（国税の予納額の還付の特例）

第六十三条 納税者は、その申出により次に掲げる国税として納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

- 一 納付すべき額が確定しているが、その納期が到来していない国税



二 最近において納付すべき額の確定が確実であると認められる国税

2 前項各号に掲げる国税として納付された国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に於いて過誤納金が生じたものとみなして、前二条の規定を適用する。

（還付加算金）

第六十四條 税務署長等は、過誤納金を第六十一條（過誤納金の還付）又は第六十二條第一項（過誤納金の充当）の規定により還付し、又は充当する場合には、その過誤納金が生じた日の翌日から税務署長等が還付のため支払決定をした日又は充当をした日（同日前に充当することに適することとなつた日があるときは、同日）までの期間に及び、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならぬ。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するとき、当該各号に掲げる期間を同項の規定する期間から控

除しなければならない。

一 税務署長等が過誤納金があることを納税者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四條（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百條第一項（移付命令）の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は移付命令があつた日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間

3 第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が千円未満であるときは、適用せず、また、その額に千円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。

4 前三項の規定により計算した還付加算金の額が三百円

未満であるときは、その還付加算金は、加算せず、その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を還付加算金の額とする。

5 二以上の納期又は二回以上の分割納付に係る国税につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する国税に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。

6 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納額に相当する国税は、その過納となつた日に納付があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

（国税に関する還付金の充当等）

第六十五條 第二百二十九條第五項（本税額の優先充当）並びに第六十二條第二項及び第三項（過誤納金の充当及び通知）の規定は、所得税法第三十一條（確定申告等による還付）その他の国税に関する法律の規定による還付金の充当について準用する。

2 前条第二項第二号及び第三号（還付加算金の計算上の控除）の規定は、前項に規定する還付金でその還付につき加算する金額があるものその加算する金額の計算について準用する。

第八章 再調査、審査及び訴訟

（再調査）

第六十六條 国税の賦課若しくは徴収に関する処分又は滞納処分に関して異議がある者は、その処分に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その処分があつたことを知つた日。以下次条第一項において同じ。）から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その処分をした税務署長（その処分をした者が税務署長以外の職員であるときは、その職員の所属する税務署の税務署長）に対し、再調査の請求をすることができる。ただし、その処分に係る調査が国税庁若しくは国税局の職員によつてされた旨の記載がある書面により税務署長からその通知を受けた処分又は税務署以外の行政機関の職員によつてされたその処分に關して異議がある者については、この限りでない。

2 国税庁長官又は税務署長は、通信、交通その他の状況



によりやむを得ない理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、再調査の請求の期限を延長することができる。

3 再調査の請求は、その請求の目的となつた処分に係る国税の徴収若しくは滞納処分の続行を妨げず、又はその処分の効力に影響を及ぼさない。ただし、税務署長は、相当の理由があると認めるときは、その国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することができる。

4 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、その請求の方式又は手続に欠陥があるときは、相当の期間を定めて、その欠陥を補正させることができる。

5 税務署長は、再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

- 一 再調査の請求が第一項の期間経過後にされたとき、又は前項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき。その請求を却下する決定

該当するときは、当該各号に掲げる日において、当該各号に規定する税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求があつたものとみなす。

一 税務署長が再調査の請求を審査の請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、再調査の請求をした者がこれに同意したとき。その同意があつた日

二 税務署長に対し再調査の請求をした日から三月以内に前条第五項の規定による通知がされなかつたとき（再調査の請求をした者がその期間内に別段の申出をしたときを除く。）。その期間を経過した日

4 前条第二項から第四項までの規定は、審査の請求について準用する。

5 国税庁長官、国税局長又は税関長は、審査の請求があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる決定をし、その理由を附記した書面で、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。この場合において、第二項後段の規定により再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてされたものとみなされるときは、第二号又は第三号に掲げる決定は、それぞれの請求についてしなければならない。

二 再調査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき。その請求を棄却する決定

三 再調査の請求の全部又は一部についてその理由があると認めるとき。再調査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

（審査）

第六十七條 前条第一項ただし書の規定に該当する者は、同項ただし書に規定する処分に係る通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、国税庁長官、国税局長又は税関長に対し、審査の請求をすることができる。

2 前条第五項の規定による決定（以下「再調査の決定」という。）を受けた者でその決定に異議があるものは、同項の規定による通知を受けた日から一月以内に、政令で定めるところにより、不服の理由を記載した書面で、その通知をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に対し、審査の請求をすることができる。この場合においては、その再調査の目的となつた処分に対する審査の請求があわせてされたものとみなす。

3 再調査の請求があつた場合において、次の各号の一に

一 審査の請求が第一項又は第二項の期間経過後にされたとき、又は前項において準用する前条第四項の規定により欠陥の補正を求めた場合において、その欠陥が補正されなかつたとき。その請求を却下する決定

二 審査の請求の全部についてその理由がないと認めるとき。その請求を棄却する決定

三 審査の請求の全部又は一部について理由があると認めるとき。審査の請求の目的となつた処分の全部又は一部を取り消す決定

6 国税局長が前条第五項第一号の規定による再調査の決定に対する審査の請求について前項第二号に掲げる決定をしたときは、同項後段の規定にかかわらず、第二項後段の規定によりあわせてされたものとみなされた再調査の目的となつた処分に対する審査の請求は、棄却されたものとみなす。

7 国税庁長官又は国税局長は、前条第一項に規定する事項について第五項第二号又は第三号の規定による決定をする場合には、国税庁又は国税局に所属する協議団の協議を経なければならない。

8 前項の協議団に関し必要な事項は、政令で定める。



（訴願法の不適用）

第六十八條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分に関する事件については、訴願法（明治二十三年法律第五号）の規定は、適用しない。

（訴訟）

第六十九條 再調査の請求又は審査の請求の目的となる処分の取消又は変更を求める訴は、第六十七條第五項の規定による決定（以下「審査の決定」という。）を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、再調査の決定又は審査の決定を経ないで訴を提起することができる。

- 一 再調査の請求があつた日から六月を経過して、なお再調査の決定の通知がないとき。
- 二 審査の請求があつた日から三月を経過したとき。
- 三 再調査の決定若しくは審査の決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあることその他正当な理由があるとき。

2 再調査の請求若しくは審査の請求の目的となる処分又は審査の決定の取消又は変更を求める訴は、前項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、審査の決定に

係る通知を受けた日から三月（同項第一号の規定による訴の提起については、再調査の請求があつた日から九月）以内に提起しなければならない。

- 3 前項の期間は、不変期間とする。
- 4 第二項に規定する訴が提起された場合には、国税庁又は国税局の職員は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第九十四号）第五條第一項の規定の適用については、当事者又は参加人となつた税務署長、国税局長又は税関長の所部の職員とみなす。
- 5 第一項ただし書の規定により訴が提起された場合においても、再調査の請求又は審査の請求がなされるときは、これらの請求に対して決定をすることを妨げない。

（証拠申出の順序）

第七十條 前條第二項に規定する訴においては、裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税関長、税務署長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めるときは、その訴を提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとする。

2 相手方当事者は、前項の規定にかかわらず、随時証拠

の申出をすることができる。

（滞納処分に関する再調査の請求等の期限の特例）

第七十一條 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする再調査の請求（第六十六條第一項又は第二項（再調査の請求の期限）の規定により再調査の請求をすることができ期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から一月を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての第九十五條（公売公告）の公告（第九十九條第四項（随意契約による売却）において準用する第九十六條（公売の通知）の通知を含む。）から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

国税徴収法（二四七）

2 前項の規定は、第六十七條第一項（始審的審査の請求）の規定による審査の請求又は第六十九條第一項第三号（訴の提起の特例）の規定による訴の提起について準用する。この場合において、前項中「第六十六條第一項又は第二項（再調査の請求の期限）」の規定により再調査の請求をする」とあるのは、当該訴については、「行政事件訴訟特例法第五條第一項又は第三項（出訴期間）」の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について再調査の請求（その決定に対する審査の請求を含む。）又は前項に規定する審査の請求があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、税務署長、国税局長又は税関長がこれらの請求につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

七十二條 第五十八條第二項（滞納者の動産等を占有する第三者に対する引渡命令）に規定する引渡命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき再調査の請求又は審査の請求をしたときは、その請求に係属す



る間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産の売却決定等の取消の制限）

第七十三条 第七十一条第三号（公売等に関する再調査の請求等の期限の特例）に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する再調査の請求又は審査の請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、税務署長、国税局長又は税関長は、その請求を棄却することができる。

- 一 その請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。
- 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その請求に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。
- 2 前項の規定による請求の棄却の決定には、処分が違法であること及び請求を棄却する理由を明示しなければならぬ。

らない。

3 第一項の規定は、国に対する損害賠償の請求を妨げない。

第九章 雑則

（国税の消滅時効）

第七十四条 国税の徴収を目的とする国の権利（以下の章において「国税の徴収権」という。）は、これ行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

- 2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
  - 3 国税の徴収権の時効については、この章に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。
- （時効の中断及び停止）
- 第七十五条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。
- 一 納税に関する告知 その告知に指定された納付に関する期限までの期間

二 督促

督促状又は督促のため納付催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第四十七条第二項（繰上差押）の規定による差押がされた場合は、そのされた日）までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間（第八十条第二項（交付要求の通知）の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいて、その時効中断の効力は、失われない。

3 国税の徴収権の時効は、徴収の猶予、換価の猶予又は延納に係る国税につき、その猶予又は延納がされている期間内は、進行しない。

（還付金の消滅時効）

第七十六条 国税の過誤納により生ずる国に対する請求権及び所得税法第三十一条（確定申告等による還付）その他の国税に関する法律の規定による還付金に係る国に対する請求権（以下第八十条（国税に関する相殺）において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。

り消滅する。

2 第七十四条第二項及び第三項（国税の消滅時効の絶対的効力等）の規定は、前項の場合について準用する。

（第三者の納付及びその代位）  
第七十七条 国税は、その納税者のために第三者が納付することができる。

2 国税の納付について正当な利益を有する第三者又は納税者の同意を得た第三者が納税者に代つてこれを納付した場合において、その国税につき第五十六条（担保の徴収）又は相続税法第三十八条（延納の担保）の規定による担保として抵当権が設定されていたときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。

3 前項の場合において第三者が納税者の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消）

第七十八条 民法第四百二十三条（債権者の代位）及び第四百二十四条（詐害行為の取消）の規定は、国税の徴収に関し準用する。



（供託）

第七十九條 民法第四百九十四條（供託による免責）並びに第四百九十五條第一項及び第三項（供託の方法）の規定は、この法律の規定により債権者、納税者その他の者に金銭を交付すべき場合について準用する。

（国税に関する相殺）

第八十條 国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（納税証明書の交付等）

第八十一條 税務署長は、国税と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、国税の納付すべき額その他国税に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなればならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数

料を納付しなければならない。

（税務署長又は国税局長による徴収）

第八十二條 国税の徴収は、納税者の納税地を所轄する税務署長が行う。ただし、滞納処分は、この法律の定めるところにより、その税務署所属の徴収職員に執行させることができる。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継を受けることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の税務署長又は国税局長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む）は、当該税務署長又は国税局長は、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

4 前二項の規定により徴収の引継又は滞納処分の引継があつたときは、引継を受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。

（税関長による徴収）

第八十三條 保税地域からの引取に係る内国消費税の徴収は、前条第一項の規定にかかわらず、その引取の場所を所轄する税関長が行う。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

2 前項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を所轄する税関長に滞納処分の引継をすることができる。

3 第一項の税関長は、差し押えるべき財産又は差し押えた財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継をすることができる。

4 前条第四項の規定は、前二項の規定により滞納処分の引継があつた場合について準用する。

（更生手続等が開始した場合の徴収の引継）

第八十四條 株式会社について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社の国税を徴収することができる税務署長、国税局長又は税関長は、当該会社の本店（外国に本店を有する株式会社につ

いては、この法律の施行地内にある主たる営業所。以下同じ）の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継をすることができる。ただし、更生事件がその本店以外の営業所又は財産の所在地を管轄する地方裁判所に移送されたときは、その地方裁判所の所在地を所轄する税務署長、国税局長又は税関長に徴収の引継をすることができる。

2 第八十二条第四項（徴収の引継の通知）の規定は、前項の規定により徴収の引継があつた場合について準用する。

（国税局長又は税関長が徴収する場合の統替規定）  
第八十五條 第八十二条第二項若しくは第三項（徴収の引継等）、第八十三条第三項（滞納処分の引継）若しくは前条第一項の規定により国税局長が徴収の引継若しくは滞納処分の引継を受けた場合又は第八十三条第一項若しくは第二項（税関長による徴収）若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収する場合におけるこの法律（第五十九条第二項（保全差押の承認）、第七章（還付）及び第八章（再調査、審査及び訴訟）を除く。）の規定



定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「国税局長」若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。

（政令への委任）

**第八十六条** この法律に定めるもののほか、督促状、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

**第十章 罰則**

**第八十七条** 納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を

占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

**第八十八条** 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四百一条（質問及び検査）の規定による徴収職員の問題に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四百一条の規定による帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

**第八十九条** 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほかその法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定

を準用する。

**附則**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条（施行日前の申告期限等の特例）、附則第九条第一項（施行日前の延滞加算税額の特例）、附則第十四条（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）並びに附則第十五条第一項及び第二項（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例）の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基づく処分又は手続の効力）

**第二条** この法律の施行前に改正前の国税徴収法（以下「旧法」という。）の規定又はこれに基き若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴取、滞納処分の執行の停止又は申告、申請、証明、納付委託、再調査の請求若しくは審査の請求その他の処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

**（施行日前の申告期限等の特例）**

**第三条** 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、国税に関する法律に定める国税の申告、申請、納付又は徴収に関する期限（政令で定める期限を除く。）が民法第四百十二条（期間の満了の特例）に規定する休日に該当するときは、その国税に関する法律の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

（書類の送達に関する経過措置）

**第四条** 第五条第四項及び第五項（書類の送達）の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第四条ノ十（公示送達）の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

（国税と他の債権との調整等に関する経過措置）

**第五条** 第十一条（強制換価の場合の内国消費税の優先）及び第四十四条（強制換価の場合の内国消費税の徴収）の規定は、内国消費税の課される物品がこの法律の施行



後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

2 第十三条（交付要求先着手による国税の優先、第十五条から第十七条まで（法定納期限等以前に設定された質権及び抵 権の優先、第十九条から第二十一条まで（特定の先取特権及び留置権の優先）及び第二十六条（国税及び地方税等と私債権との競合の調整）の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における国税と他の債権との調整については、なお従前の例による。

3 第二十二條から第二十五條まで（担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収・国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整）の規定は、この法律の施行後に納税者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

4 第二十四條（讓渡担保権者の物的納税責任）の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第六条 第二十七條（相続による納税義務の承継）の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2 第二十八條第四項（納税者の死亡後にした処分の効力）の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納税義務に関する経過措置）

第七条 第三十二條第一項（第二次納税義務の告知等）、第三十五條から第三十九條まで（同族会社等の第二次納税義務）並びに第四十一條第二項及び第三項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定は、この法律の施行後に滞納となつた国税について適用し、この法律の施行前に滞納となつてゐる国税に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

（督促に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際に滞納となつてゐる国税で旧法第九條第一項（督促）の規定による督促がなされていないものについては、第四十五條第一項（督促）中「納

期限後」とあるのは、「この法律の施行後」として、同条の規定を適用する。

（延滞加算税額に関する経過措置）

第九条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第九條第三項（延滞加算税額）の規定により徴収する延滞加算税額については、その全額が三百円未満であるときは、同條第三項及び第七項の規定にかかわらず、これを徴収しない。

2 この法律の施行前にした督促に係る延滞加算税額の計算については、前項に定めるものを除き、なお従前の例による。

（差押に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前に旧法第九條第一項（督促）の規定により発した督促状の指定の期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において第四十七條第一項第二号（督促を要しない差押）に掲げる場合に該当するときは、同日）後であるとせば、第四十七條第一項の規定にかかわらず、その督促状に係る国税については、その指定の期限を経過しなれば、差押をすることができない。

2 第六十條第二項（差押動産等を保管させた場合の差押の効力）の規定は、この法律の施行後にされる差押について適用し、この法律の施行前にされた差押については、なお従前の例による。

（滞納処分の利害関係人への通知等に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前に旧法の規定に基き差押、公告又は滞納処分若しくは徴収の引継があつた場合において、第五十五條各号（差押の通知をする質権者等）又は第九十六條第一項各号（公告の通知をする利害関係人）に掲げる者のうち知れてゐる者及び滞納者でその差押、公告又は当該引継に関してこれらの規定又は第八十二條第四項（徴収の引継の通知）（第八十三條第四項（税関長による徴収）又は第八十四條第二項（更生手続等の開始した場合の徴収の引継）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は催告に相当する通知又は催告を受けていないものがあるときは、税務署長、国税局長又は税関長（以下「税務署長等」という。）は、この法律の施行後滞りなく、これらの規定による通知又は催告をしなければならぬ。

（換価及び配当に関する経過措置）



第十二条 この法律の施行前に旧法第二十四条（公売）の規定による公売に關し徴した加入保証金及び契約保証金があるときは、これらを第百条第一項（公売保証金）の規定により納付された公売保証金とみなす。

2 第百十三條から第百十五條まで（不動産等の売却決定・買受申込等の取消・買受代金の納付期限等）、第百三十條から第百三十三條まで（債権額の確認方法・配当計算書・換価代金等の交付期日・換価代金等の交付）及び第百三十五條（売却決定の取消に伴う措置）の規定は、公売期日等がこの法律の施行後である場合について適用し、滞納処分による財産の公売又は売却の日がこの法律の施行前である場合におけるその公売若しくは売却又は配当に關する手續については、なお従前の例による。

3 第百二十七條（法定地上権等の設定）の規定は、この法律の施行後に換価に付する建物又は立木について適用する。

4 第百二十四條第一項後段（担保権の消滅）の規定は、担保の目的でされている仮登記により担保される債権については、この法律の施行後に納税者がした仮登記に係るものについて適用する。

（財産の調査に關する経過措置）

第十三条 第百四十六條第一項及び第二項（搜索調書の作成）の規定は、この法律の施行後に滞納処分のため搜索する場合について適用する。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第十四条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第七条第一項又は第二項（徴収猶予）の規定による徴収猶予の期限が到来する国税についてその納税者がその猶予を受けた期間内にその猶予を受けた国税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるときは、税務署長等は、既にその者につき徴収を猶予した期間と通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予は、旧法第七条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例等）

第十五条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に滞納者で次の各号の一に該当するもの

第十六条 この法律の施行前に過誤納金その他の国税に關する還付金に係る請求権につき第百六十四條第二項第二号又は第三号（差押等がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間）に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

2 第百六十二條第二項（充當の効力）（第百六十五條第一項（国税に關する還付金の充當））において準用する場合を含む。この法律の施行後に同項に規定する充當をするに適當なこととなつた過誤納金その他の国税に關する還付金について適用する。

（第三者の取戻請求に關する経過措置）

第十七条 この法律の施行前に旧法第十四條（取戻請求）の規定によつてした申出は、第百六十六條第一項（再調査の請求）又は第百六十七條第一項（始審的審査の請求）の規定によつてした再調査の請求又は審査の請求とみなす。

（滞納処分に關する再調査の請求等の期限の特例に關する経過措置）

第十八条 第百七十一條（滞納処分に關する再調査の請求

（旧法第十二條ノ二（滞納処分の執行猶予）の規定の適用を受ける者を除く。）が納税につき誠実な意思を有すると認められるときは、税務署長等は、その者の納付すべき国税につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧法第八條後段（利子税額の免除）に規定する事由があるときは、その猶予した国税に係る利子税額及び延滞加算税額を免除することができる。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比し、滞納に係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。

2 前項の規定による猶予は、旧法第十二條ノ二の規定による滞納処分の執行猶予とみなす。

3 この法律の施行前に旧法第十二條ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、第百五十一條（換価の猶予）の規定による換価の猶予とみなす。

（還付金に關する経過措置）



等の期限の特例」の規定は、この法律の施行前にした同条第一項各号に掲げる処分と相当する処分については、同項中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又はこの法律の施行の日から一月を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章ノ二の規定により再調査の請求をすることができる日」として適用する。

（第三者の納付による代位に関する経過措置）

第十九条 第七十七条第二項（第三者の納付による代位）の規定は、この法律の施行後に第三者が納付した国税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

# 国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

（昭和三十四年四月二十日法律第百四十八号）

## 目次

第一章 国税に関する法律の一部改正（第一条—第二十条）

六条

第二章 その他の法令の一部改正（第二十七条—第九十条）

五条

## 附則

第一章 国税に関する法律の一部改正

（所得税法の一部改正）

第一条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第二十五条の五第一項中本文及び「但し、」を削り、二十日を経過した日までは、この限りでない。」を「二十日を経過した日後でなければ国税徴収法第四十五条の規定

による督促をすることができない。」に改め、同条第二項中「国税徴収法第三章の規定により」を削り、「同法第二十四条の規定による公売」を「滞納処分による財産の換価」に改める。

第三十五条を次のように改める。  
第三十五条 削除

第四十三条第四項及び第五項を削る。  
第四十八条第二項ただし書中「国税徴収法第四条ノ一各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の二項を加える。

第三項の再調査の請求があつた場合においても、当該請求は、その請求の目的となつた処分の効力に影響を及ぼさない。

第二項ただし書の規定により督促又は滞納処分をなすことができない期間は、時効は、進行しない。

第四十九条第五項中「前条第四項」の下に「第七項及び第八項」を加える。

第五十一条第二項中「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を「前項ただし書の場合を除くほか」に改める。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

第五十四条第六項を次のように改め、同条第十一項ただし書を削る。

第二十五条の五第二項の規定は、予定納税額に係る利子税額について準用する。

第五十五条第四項中「第三十五条並びに」を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十六条第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十七条の二第二項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第十九条第一項中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

第二十六条の三第一項中「当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額」を「その法人税額の二分の一に相当する金額以下の税額」に、「政府に提出したときは、」を「政府に提出し、かつ、当該法人税額のうち徴



収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、「当該税額」を「当該徴収の猶予を申請した税額」に改め、同条第三項を削る。

第二十六条の五第四項中「当該金額百円について一日三銭の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充当すべき金額に加算する。」を「当該金額に第四十二条の規定による利子税額の計算に準じて計算した金額を加算しなければならぬ。」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第二十六条の六第三項中「前条第三項乃至第六項」を「前条第三項及び第四項」に改める。

第二十六条の七第三項中「第二十六条の五第三項乃至第六項」を「第二十六条の五第三項及び第四項」に改める。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十七条及び第二十八条 削除

第三十四条第三項中「国税徴収法第四条ノ一各号」を「国税徴収法第四十三条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

第三項の規定により督促又は滞納処分をなすことが

できない期間は、時効は、進行しない

第三十五条第四項中「前条第六項」の下に「及び第八項」を加える。

第三十七条第二項中「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第四十二条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第六項」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第六項」に改め、同項ただし書を削り、同条第六項を削る。

（相続税法の一部改正）

第三条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四十条第二項中「又は前条第八項の規定による求めに応じなかつたときは、その者の弁明を聞いた上」を「その者が前条第八項の規定による求めに応じなかつたとき、当該延納税額に係る担保物につき国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）第二条第十二号に規定する強制換価手続が開始されたとき又は当該延納の許可を

受けた者が死亡し、その相続人が限定承認をしたときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、当該強制換価手続が開始されたとき及び限定承認をしたときを除き、あらかじめその者の弁明を聞かなければならない。

第四十条第四項を次のように改め、同条第五項及び第六項を削る。

4 国税徴収法第六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、延納の許可を受けた者がその延納税額（第二項又は前条第七項の規定により延納の許可を取り消されたため一時に徴収される税額及びこれらの税額に係る利子税額を含む。）を納期限までに完納しない場合に於いて準用する。

第四十五条第三項第二号中「再調査の請求があつた日」を「税務署長に対し再調査の請求をした日」に改める。

第四十七条第二項中「行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第五条第一項又は第四項の規定にかかわらず」を削る。

第五十一条第十項を削り、同条第十一項ただし書を削

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（一四八）

り、同項を同条第十項とする。

第五十二条第四項を削り、同条第五項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

（資産再評価法の一部改正）

第四条 資産再評価法（昭和二十五年法律第一百十号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の見出しを「受贈者等の責任」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第七十五条第二項中「行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の規定にかかわらず」を削る。  
第七十七条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項ただし書を削り、同項を同条第六項とする。

第八十九条中「国庫出納金等端数計算法」を「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」に改める。  
（企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部改正）



**第五条** 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭和二十九年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第七章（還付）」に改める。

第二十八条第四項中「国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改める。

第二十九条第二項中「国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改め、同条第四項中「国税徴収法第三章ノ三」を「国税徴収法第七章」に改める。

第三十八条中「国税徴収法第三章ノ三（充当及び還付加算金）」を「国税徴収法第七章（還付）」に改める。

（中小企業の資産再評価の特例に関する法律の一部改正）  
**第六条** 中小企業の資産再評価の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第六十四条（再評価税の督促）」を削る。  
（有価証券取引税法の一部改正）

**第七条** 有価証券取引税法（昭和二十八年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を削る。

第十四条第五項ただし書を削る。

第十五条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改める。

（通行税法の一部改正）

**第八条** 通行税法（昭和十五年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条ノ二第四項及び第五項ただし書を削る。

（酒税法の一部改正）

**第九条** 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を次のように改める。

（担保の処分等）

**第三十四条** 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは

第二項の規定により金銭を担保として提供した納税義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて酒税の納付に充てることができる。

**2** 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第六十条第一項、第二項及び第四項の規定は、第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供し、又は納税の担保として酒類を保存した場合において、納税義務者が納期限までに酒税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを酒税に充てる。

**3** 国税徴収法第十四条の規定は、第三十一条第二項の規定により保存された酒類について準用する。

第三十六条中「国税徴収法第四条ノ一」を「国税徴収法第四十三条」に改め、「同条第四号に該当する場合を除く。」を削る。

第四十条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

（砂糖消費税法の一部改正）

**第十条** 砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

**2** 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第六十条第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四条又は第二十四条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに砂糖消費税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを砂糖消費税に充てる。

第二十八条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

（揮発油税法の一部改正）

**第十一条** 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項を次のように改め、同条第三項から



第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第六十條第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十三條、第十八條第一項若しくは第二項又は前條第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに揮発油税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを揮発油税に充てる。

第二十二條第一項中「国税徴収法第六條」を「国税徴収法第四十二條」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同條第五項ただし書を削る。

（地方道路税法の一部改正）

第十二條 地方道路税法（昭和三十年法律第四百四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第九條第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第四十六條第一項から第八項まで」に改める。

第十二條第二項中「国税徴収法第三十一條ノ六」を

「国税徴収法第六十四條」に改め、同條第三項中「国税徴収法第三十一條ノ五」を「国税徴収法第六十二條第一項前段」に改める。

第十三條第一項中「国税徴収法第三十一條ノ六」を「国税徴収法第六十四條」に改める。

（物品税法の一部改正）

第十三條 物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十條ノ二を次のように改める。

第十條ノ二 前條第三項ノ規定ニ依リ金銭ヲ担保トシテ提供シタル納税義務者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ担保トシテ提供シタル金銭ヲ以テ物品税ノ納付ニ充ツルコトヲ得

国税徴収法第六十條第一項、第二項及第四項ノ規定ハ前條第三項ノ規定ニ依リ担保ヲ提供シタル場合ニ於テ納税義務者ガ同項ノ期限内ニ物品税ヲ納付セザルトキニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ其ノ担保ガ金銭ナルトキハ直ニ之ヲ物品税ニ充ツルモノトス  
第十條ノ三を削る。

第十四條第一項中「国税徴収法第六條」を「国税徴収法第四十二條」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同條第五項ただし書を削る。

（トランプ類税法の一部改正）

第十四條 トランプ類税法（昭和三十一年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五條に次の一項を加える。

3 トランプ類の製造場に現存するトランプ類が国税滞納処分（その例による処分を含む）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続により換価される場合には、当該製造者がその換価の時に当該トランプ類をその製造場から移出したものとみなす。

第三十條第二項を次のように改め、同條第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第六十條第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四條、第二十七條第一項若しくは第二項又は前條第一項若しくは第二項の規定により担保を提供

した場合において、納税義務者が納期限までにトランプ類税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをトランプ類税に充てる。

第三十一條第一項中「国税徴収法第六條」を「国税徴収法第四十二條」に、「指定納期日」を「指定納期限」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同條第五項ただし書を削る。

（入場税法の一部改正）

第十五條 入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十七條第二項を次のように改め、同條第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第六十條第一項、第二項及び第四項（担保の処分）の規定は、第十四條の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が第十二條の規定による納期限（第八條第八項又は第二十五條第三項の規定に該当するときは、同法第四十二條（納税の告知）の規定により指定された納期限）までに入場税を納付しないときにつ



国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(二四八)

二四二

いて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを入場税に充てる。

第十八条第一項中「国税徴収法第六条」を「国税徴収法第四十二条」に、「納期日」を「納期限」に、「当該納期日」を「当該納期限」に改め、同条第五項ただし書を削る。

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十六条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項までを削る。

2 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第六十条第一項、第二項及び第四項(担保の処分)の規定は、第五条第二項、第六条第二項又は第七条第二項の規定により担保を提供した場合において、納税義務者が納期限までに内国消費税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれをその内国消費税に充て

る。

(登録税法の一部改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 滞納処分ニ係ル差押ノ解除及換価ニ因ル権利  
移転ニ伴フ差押其ノ他ノ登記又ハ登録ノ抹消ノ登記  
又ハ登録

第十九条ノ七中「国税徴収法第三十一条ノ三」を「国税徴収法第六十七条」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十八条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号の次に次の一号を加える。

三ノ二 滞納処分ニ依ル差押物件ノ保管証

第六条ノ二の次に次の一条を加える。

第六条ノ三 前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アリタルトキハ其ノ過誤納額ニ相当スル印紙税ニ付テハ其ノ還付ノ請求ノ日ニ於テ納付アリタルモノト看做シテ国税徴収法第六十四条ノ規定ヲ適用ス

(関税法の一部改正)

第十九条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)」を「国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)」に改め、同条第二項中「民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の規定による」及び「破産法(大正十一年法律第七十一号)の規定による」を削り、「競売法(明治三十一年法律第十五号)の規定による競売」を「担保権の実行としての競売若しくは企業担保権の実行手続」に改め、同条第三項中「順位については、国税徴収法第二条第一項(徴収の順位)に規定する」を「順位は、それぞれ国税徴収法に規定する」に、「の順位による」を「と同順位とする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項の規定の適用を妨げない。

第十条第二項を次のように改める。

2 国税徴収法第六十条第一項、第二項及び第四項(担保の処分)の規定は、関税の担保が提供された場

合において、納税義務者が第八条第二項(納税の告知)の規定により指定された納期日までに関税を納付しないときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにこれを関税に充てる。

第十条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前項」を「前条第一項第四号」に、「国税徴収法第三十二条(財産をかくす等の罪)」を「国税徴収法第十章(罰則)」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第五項ただし書を削る。

第十三条の見出しを「(還付及び充当)」に改め、同条第一項中「支払決定をする日」を「支払決定をする日又は第六項の規定により充当をする日」に改め、「(還付のため過誤納金があることを納税義務者に通知した後三十日以内に当該過誤納金の還付の請求をしない場合においては、当該通知をした日後三十日を経過した日から還付の請求があつた日までの期間を除く。)」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(二四八)

二四三



次の一項を加える。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 税関長が過誤納金があることを納税義務者に通知した場合において、その通知書を発した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付の請求をしないとき。その日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二 過誤納金の返還請求権につき民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第五百九十四条（差押命令）の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項（移付命令）の命令がないとき。

その差押がされた日の翌日からその差押の取消若しくは移付命令があつた日までの期間

三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間

第十三条に次の一項を加える。

6 税関長は、第一項の過誤納額を還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこと

となつた関税があるときは、政令で定めるところにより、その還付すべき金額をその関税に充当する。

第十四条第二項中「納付の日」を「過誤納に係る関税の還付を請求することができる日」に改める。

（とん税法の一部改正）

第二十条 とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項後段を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十二条第三項中「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」を「国税徴収の例」に改める。

（特別とん税法の一部改正）

第二十一条 特別とん税法（昭和三十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十条（国税徴収法の不適用）」を削る。

第八条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号。以下第三項において「国税徴収法」という。）第九條第三項から第十項まで」を「国税徴収法（昭和三十四

年法律第四百七十七号）第四十六条第一項から第八項まで」

に、「同条第三項から第十項まで」を「同条第一項から第八項まで」に改め、同条第三項中「国税徴収法の規定の適用がある」を「国税徴収の例による」に、「第三十一条ノ五」を「第百六十二条第一項前段」に改める。

第十条第三項中「国税徴収法（同法第三十一条ノ二から第三十一条ノ四まで及び第三十一条ノ六を除く。）の例」を「国税徴収の例」に改める。

（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正）

第二十二條 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「国税徴収法第九条第三項」を「国税徴収法第四十六条第一項」に改める。

（財産税法の一部改正）

第二十三條 財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項を削る。

第四十五条第二項中「国税徴収法第四条ノ三第一項但

書の規定により財産税を徴収される者を含む。以下同じ。」を削る。

（国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止）

第二十四條 国税の延滞金等の特例に関する法律（昭和二十五年法律第七十八号）は、廃止する。

（会社更生法の一部改正）

第二十五條 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）」に改め、同条第四項中「担保物件の」を削る。

「第百二十二條第一項中「滞納処分」の執行の猶予」を「滞納処分による財産の換価の猶予」に改め、同条第三項中「滞納処分の執行が猶予され」を「徴収の猶予又は滞納処分による財産の換価の猶予がされ」に改める。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十六條 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。



本則及び附則中「収税官吏等」を「徴収職員等」に改める。

第二条第一項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十七号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）」に改め、同条第二項中「収税官吏」を「徴収職員」に改める。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、その有体動産について滞納処分による参加差押がされているときは、この限りでない。

3 前条の有体動産について滞納処分による差押を解除すべき場合において、その有体動産について強制執行による差押前に滞納処分による参加差押がされているときは、その参加差押に係る滞納処分による差押の効力の発生は、この法律の適用については、強制執行による差押の時以前にさかのぼらないものとする。ただし、第一項ただし書の有体動産については、この限りでない。

4 第一項ただし書の有体動産について強制執行による差押後に滞納処分による参加差押がされているとき

は、強制執行による差押は、この法律の適用については、その参加差押に係る滞納処分による差押後にされたものとみなす。

第八条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国税徴収法第五十九条第一項の規定による差押（その例による差押を含む。）がされているとき。

第十条第二項中「第五条」の下に「第一項」を加え、同条第四項中「国税徴収法第二条第二項」を「国税徴収法第十二条」に改める。

第十一条第一項中「第五条」の下に「第一項及び第二項」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五条第一項本文の規定は、その有体動産で仮差押の執行がされているものについて滞納処分による参加差押がされているときは、この限りでない。

第十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第五条第四項の規定は、前項の有体動産で仮差押の執行後に滞納処分による参加差押がされているものに

関して準用する。

第十三条に次の一項を加える。

2 第五条第三項本文の規定は、前項の不動産に関して準用する。

第十四条中「前条」の下に「第一項」を加える。

第十五条から第十七条まで及び第二十条中「第十三条」の下に「第一項」を加える。

第二十八条中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

第三十二条中「差押」の下に「及び参加差押」を加える。

第二章 その他の法令の一部改正

（河川法の一部改正）

第二十七条 河川法（明治二十九年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「国税滞納処分法」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（砂防法の一部改正）

第二十八条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の一部

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

を次のように改正する。

第三十八条第一項中「国税ノ滞納処分ニ関スル規程」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同条第二項中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（伝染病予防法の一部改正）

第二十九条 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「国税徴収ニ関スル規定」を「国税滞納処分ノ例」に改め、同項に次のただし書を加える。

但シ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

第二十七条第二項を次のように改める。

前項ノ費用ニ付テハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

（不動産登記法の一部改正）

第三十条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 官庁又ハ公署ハ登記権利者ノ請求アリタルトキハ遅滞ナク嘱託書ニ公売処分ニ因ル権利移転ヲ証

スル書面ヲ添附シテ左ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコト



ヲ要ス但国税徴収法第二十三条第一項ニ規定スル仮登記ノ抹消ヲ嘱託スルトキハ同条第二項ノ通知ニ係ル書面ノ謄本ヲモ添付スルコトヲ要ス

- 一 公売処分ニ因ル権利移転ノ登記
  - 二 公売処分ニ因リ消滅シタル権利ノ登記ノ抹消
  - 三 滞納処分ニ関スル差押ノ登記ノ抹消
- 第百四十八条を次のように改める。
- 第百四十八条 削除

（行旅病人及行旅死亡人取扱法の一部改正）

第三十一条 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「徴収ニ関スル例」を「滞納処分ノ例」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ徴収金ノ先取特権ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（鉄道抵当法の一部改正）

第三十二条 鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条ノ二第二項第三号中「競売」の下に「第七十七条ノ二ニ於テ準用スル第七十条ノ規定ニ依ル滞納処分ニ

因ル換価ヲ含ム」を加える。

第四条第一項に次のただし書を加える。  
但シ滞納処分ニ依ル差押ノ目的ト為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十三条ノ四第一項第一号中「又ハ強制管理開始ノ決定」を「若ハ強制管理開始ノ決定又ハ滞納処分」に改める。

第二十八条中「申請」の下に「又ハ官庁若ハ公署ノ嘱託」を加える。

第六十八条第一項を次のように改める。

裁判所ハ競落代金ノ中ヨリ競売ノ費用ヲ控除シ其ノ残額ハ国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）其ノ他ノ法律ニ規定スル租税及公課ノ優先権ニ関スル規定並ニ抵当権ノ順位ニ従ヒ之ヲ租税、公課及其ノ抵当権ニ依リ担保サルル債権ニ配当シ仍残余アルトキハ之ヲ鉄道財団ノ所有者ニ交付スベシ

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条ノ二 鉄道財団ニ係ル滞納処分ニ関シテハ第六十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項、第二項、第六十八条、第七十条、第七十一条第一項（第六

税ニ次グモノトシ」に改める。

（借地法の一部改正）

第三十六条 借地法（大正十年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「国税徴収法ニ依リ徴収スルコトヲ得ヘキ請求権」を削る。

（公有水面埋立法の一部改正）

第三十七条 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

（健康保険法の一部改正）

第三十八条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を削る。

第十一条ノ二第一項中（第四号ヲ除ク）を削る。

第十一条ノ三中「国税及地方税ニ次ギ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十一条ノ四を次のように改める。

第十一条ノ四 保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ハ

十五条本文、第六十六条、第六十七条第一項及第六十八条ニ係ル部分ニ限ル、第七十三条、第七十四条、第七十六条及前条ノ規定ヲ準用ス

（水書予防組合法の一部改正）

第三十三条 水書予防組合法（明治四十一年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第三項中「市町村ノ徴収金」を「国税及地方税」に改める。

（証券を以てする歳入納付に関する法律の一部改正）

第三十四条 証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「内国税徴収ニ関スル規定ヲ準用ス」を「国税徴収ノ例ニ依リ之ヲ徴収ス」に改め、同項に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於ケル徴収ノ順位ニ付テハ関税法第七条第三項ノ規定ヲ準用ス

（都市計画法の一部改正）

第三十五条 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「順位並」を「順位ハ国税及地方



本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

（恩給法の一部改正）

第三十九条 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「国税徴収法又ハ国税徴収ノ例」を「普通恩給（増加恩給ト併給スルモノヲ除ク）及一時恩給ヲ受クルノ権利ニ付テハ滞納処分」に改める。

（アルコール専売法の一部改正）

第四十条 アルコール専売法（昭和十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条に次のただし書を加える。

但シ先取特権ノ順位ハ国税及地方税ニ次グモノトス

（船員保険法の一部改正）

第四十一条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条ノ二第一項中「第三号ヲ除ク」を削る。

第十三条中「国税及地方税ニ次ギ他ノ公課ニ先ツ」を「国税及地方税ニ次グ」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 保険料其ノ他本法ニ依ル徴収金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外国税徴収ノ例ニ依リ徴収ス

第二十七条に次のただし書を加える。

但シ老齡年金ヲ受クル権利ニ付テハ滞納処分ニ依リ差押フル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

（罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正）

第四十二条 罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「国税徴収法により徴収することのできる請求権」を削る。

（会計法の一部改正）

第四十三条 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「事項」の下に「前項に規定する事項を除く。」を加え、同条に第一項として次のように加える。

金銭の給付を目的とする国の権利の時効による消滅については、別段の規定がないときは、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。国に対する権利で、金銭の給付を目的とす

るものについても、また同様とする。

（労働者災害補償保険法の一部改正）

第四十四条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税につぐ」に改める。

第三十四条を次のように改める。

第三十四条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十二条第二項を削る。

（地方自治法の一部改正）

第四十五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百二十五条第五項中「都道府県にあつては国の徴収金に次いで先取特権を有し、市町村にあつては国及び都道府県の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（失業保険法の一部改正）

第四十六条 失業保険法（昭和二十二年法律第四百四十六号）の一部を次のように改正する。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

第三十四条の三第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十一条の六」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）第六十四条」に改める。

第三十七条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十八条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十七条第二項を削る。

（児童福祉法の一部改正）

第四十七条 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第七項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（郵便法の一部改正）

第四十八条 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。



国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（一四八）

二五二

第三十七条第二項中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律の一部改正）

第四十九条 農地開発営団の行う農地開発事業を政府において引き継いだ場合の措置に関する法律（昭和二十二年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（農業災害補償法の一部改正）

第五十条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第五項中「市町村その他これに準ずるものの徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（行政代執行法の一部改正）

第五十一条 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国税徴収法の例」を「国税滞納処分の例」に改め、同条第二項中「事務費の所屬に従い」及び「又は地方税以外の当該地方公共団体の徴収金と同順

位」を削る。

（たばこ専売法の一部改正）

第五十二条 たばこ専売法（昭和二十四年法律第一百一十号）の一部を次のように改正する。

第七十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（塩専売法の一部改正）

第五十三条 塩専売法（昭和二十四年法律百十二号）の一部を次のように改正する。

第四十六条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（しよう脳専売法の一部改正）

第五十四条 しよう脳専売法（昭和二十四年法律百十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（土地改良法の一部改正）

第五十五条 土地改良法（昭和二十四年法律百九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第六項中「市町村税」を「国税及び地方

税」に改める。

第二百二十七条第三項ただし書中「国税」の下に「及び地方税」を加える。

（旧軍関係債権の処理に関する法律の一部改正）

第五十六条 旧軍関係債権の処理に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

（漁業法の一部改正）

第五十七条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「先取特権」を「滞納処分による場合、先取特権」に改める。

（文化財保護法の一部改正）

第五十八条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（港湾法の一部改正）

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（一四八）

二五三

第五十九条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の

一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「国及び地方公共団体の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第六十条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二に次の一項を加える。

3 連合会が支給する第八条第一号及び第二号に規定する年金及び一時金のうち、旧共済組合法に規定する退職年金及び退職一時金に相当するものを受けける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

（鉱業法の一部改正）

第六十一条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第百八十九条の二第五項中「国税及び地方税につき、



国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

二五四

他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改め、同条第六項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第五条及び第六条」に改める。

（土地収用法の一部改正）

第六十二条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十八条第五項中「先取特権は、市町村の地方税以外の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（森林法の一部改正）

第六十三条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第六十四条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

に次ぐもの」に改める。

（農地法の一部改正）

第六十七条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）」に改める。

第四十三条第六項中「第四条ノ一（繰上徴収）、第四条ノ九（書類の送達）、第四条ノ十（公示送達）及び第九条第四項から第十項まで」を「第五条（書類の送達）、第六条（公示送達）、第四十三条（繰上徴収）及び第四十六条第二項から第九項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定による督促は、民法第五百十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（臨時石炭鉱害復旧法の一部改正）

第六十八条 臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第七十一条第三項中「市町村の徴収金」を「国税及び地方税」に改める。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

二五五

第四十七条ただし書を削る。

（石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正）

第六十五条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法（昭和二十七年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「国税及び地方税につき、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第二十四条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ九及び第四条ノ十」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第五条及び第六条」に改める。

（道路法の一部改正）

第六十六条 道路法（昭和二十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第三項中「先取特権は、指定区間内の一級国道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税

（外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の一部改正）

第六十九条 外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法（昭和二十八年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項に後段として次のように加える。

この場合におけるその納付金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七十条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十一条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第五百十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百十三条」に改める。



（私立学校教職員共済組合法の一部改正）

第七十一条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二に次の一項を加える。

2 前項において準用する国家公務員共済組合法第二十八条第一項の規定は、退職給付を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合には、適用しない。

第三十二条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十三条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十三条 掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第三十四条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第五百五十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条」に改める。

（厚生年金保険法の一部改正）

第七十二条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五

号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、老齢年金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合は、この限りでない。

第八十六条第五項第二号中「（第一号ハを除く。）」を削る。

第八十八条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第八十九条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第九十二条第二項中本文及び「但し、」を削り、「民法第百五十三号」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条」に改める。

（土地区画整理法の一部改正）

第七十三条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「先取特権は、地方税法（昭和二十

十五年法律第二百二十六号）第一条第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

第百十条第五項中「先取特権は、施行者が建設大臣である場合にあつては国税及び地方税に次ぐものとし、施行者が都道府県若しくは都道府県知事又は市町村若しくは市町村長である場合にあつては地方税法第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県又は市町村の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（市町村職員共済組合法の一部改正）

第七十四条 市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条に次の一項を加える。

3、退職給付又は休業手当金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。  
（けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法の一

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

部改正

第七十五条 けい肺及び外傷性せき随障害に関する特別保護法（昭和三十年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第三十条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第三十条 負担金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第四十二条第二項を削る。

（自動車損害賠償保障法の一部改正）

第七十六条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十一条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（愛知用水公団法の一部改正）

第七十七条 愛知用水公団法（昭和三十年法律第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）



国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

二五八

第二十五条第六項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（石炭鉱業合理化臨時措置法の一部改正）

第七十八条 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部改正）

第七十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「国税徴収の例」を「国税滞納処分の例」に、同条第二項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（道路整備特別措置法の一部改正）

第八十条 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「同条第三項中「指定区間内の一級国

道に係るものにあつては国税及び地方税に次ぐものとし、その他の道路に係るものにあつては地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位とする。」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。」とを削る。

（森林開発公団法の一部改正）

第八十一条 森林開発公団法（昭和三十一年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第五項中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

（海岸法の一部改正）

第八十二条 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方公共団体の徴収金以外の地方公共団体の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に

次ぐもの」に改める。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第八十三条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「供する場合」の下に「及び退職年金、減額退職年金、退職一時金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（接収不動産に関する借地借家臨時処理法の一部改正）

第八十四条 接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）により徴収することのできる請求権」を削る。

（特定多目的ダム法の一部改正）

第八十五条 特定多目的ダム法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

二五九

位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（引揚者給付金等支給法の一部改正）

第八十六条 引揚者給付金等支給法（昭和三十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）又は国税徴収の例」を「引揚者給付金を受ける権利及び第五条に規定する国債については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）」に改める。

（地すべり等防止法の一部改正）

第八十七条 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第三項中「先取特権は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位」を「先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐもの」に改める。

（国会議員互助年金法の一部改正）

第八十八条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。



国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

二六〇

第六条第二項中「国税徴収法（明治三十年法律第二十号）又は国税徴収の例」を「普通退職年金を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）に改める。」

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第八十九条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第三項を削る。

第三十三条に次の一項を加える。

3. 退職給付を受ける権利は、国税滞納処分（その例による処分を含む。）による場合には、第一項の規定にかかわらず、差し押えることができる。

第五十九条中「国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第六十条を次のように改める。

（徴収に関する通則）

第六十条 掛金その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

第六十一条第三項中本文及び「ただし、」を削り、

「民法第五百三十三条」を「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十三条」に改める。

（企業担保法の一部改正）

第九十条 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）」を「国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第九十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「供する場合」の下に「及び退職給付又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押える場合」を加える。

（けい肺及び外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法の一部改正）

第九十二条 けい肺及び外傷性せき随障害の療養等に関する臨時措置法（昭和三十三年法律第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削る。

（国民健康保険法の一部改正）

第九十三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「市町村の徴収金に次ぎ、他の公課に先だつ」を「国税及び地方税に次ぐ」に改める。

第一百十条第二項中本文及び「ただし、」を削る。

（国民年金法の一部改正）

第九十四条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一百二条第三項中本文及び「ただし、」を削る。

（物価統制令の一部改正）

第九十五条 物価統制令（昭和二十二年勅令第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「納付金ハ国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）ノ例ニ依リ之ヲ徴収スルコトヲ得」を「納付金ニ付テハ国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）ヲ準用ス」に改め、同条ただし書中「国税」の下に「及地方税」を加える。

附則

（施行期日）

国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（二四八）

二六一

1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）の施行の日から施行する。

（法人税法の一部改正に伴う経過措置）

2 改正後の法人税法第二十六条の三（徴収猶予）及び第二十六条の五から第二十六条の七まで（所得税額等の還付）の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の法人税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

3 改正後の相続税法第四十条第二項（延納の取消）の規定は、この法律の施行後に延納の許可を受けた者について適用する。

（印紙税法の一部改正に伴う経過措置）

4 改正後の印紙税法第六条ノ三（過誤納金に係る還付加算金の計算）の規定は、この法律の施行後に生ずる過誤納金について適用し、この法律の施行前に生じた過誤納金については、なお従前の例による。

（関税法の一部改正に伴う経過措置）

5 この法律の施行前に関税又はその滞納処分費に係る過



誤納金の返還請求権につき改正後の関税法第十三条第二項第二号又は第三号（差押等がされた場合の還付加算金の計算上の控除期間）に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。  
 （国税の延滞金等の特例に関する法律の廃止に伴う経過措置）

6 旧国税の延滞金等の特例に関する法律の規定により計算した、又は計算すべきであつた延滞金及び加算税並びに還付加算金については、なお従前の例による。  
 （公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置）

7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行

後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

## 地方税法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月二十日法律第百四十九号）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

### 第一章 総則

- 第一節 通則（第一条―第八条の五）
- 第二節 納税義務の承継（第九条―第九条の三）
- 第三節 連帯納税義務（第十条・第十条の二）
- 第四節 第二次納税義務（第十一条―第十一条の八）
- 第五節 人格のない社団等の納税義務（第十二条・第十二条の二）
- 第六節 納税の告知等（第十三条―第十三条の三）

目次中「第一章 総則（第一条―第二十二條）」を

- 第七節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整（第十四条―第十四条の二七）
- 第八節 納税の猶予（第十五条―第十五条の九）
- 第九節 納税の猶予に伴う担保等（第十六条―第十六条の五）
- 第十節 還付（第十七条―第十七条の四）
- 第十一節 消滅時効（第十八条―第十八条の三）
- 第十二節 雑則（第十九条―第二十条の十二）
- 第十三節 罰則（第二十一条・第二十二條）

に改める。

第一条の前に次の節名を加える。

#### 第一節 通則

第一条第一項第七号中「郵便をもつてする送付を含む。以下同様とする。」を削る。

第九条の前に次の節名を加える。

#### 第二節 納税義務の承継

第九条を次のように改める。

（相続による納税義務の承継）

第九条 相続（包括遺贈を含む。以下本章において同じ。）があつた場合には、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章において同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条の法人は、被相続人（包括遺贈

者を含む。以下本章において同じ。）に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」という。）を納付し、又は納入しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、被相続人の地方団体の徴収金を民法第九百条から第九百二条までの規定によるその相続分によりあつて計算した額を納付し、又は納入しなければならない。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべ

地方税法の一部を改正する法律（二四九）



き地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責に任ずる。

4 前三項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第十条から第二十二條までを削り、第九條の次に次の二條及び十一節を加える。

（相続人からの徴収の手續）

第九條の二 納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十條を除く。）においては、第十一條第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六條第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2 地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての

相続人又はその相続分のうちに明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に關し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の地方団体の徴収金につき、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収又は還付に關する処分で書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該被相続人の地方団体の徴収金につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（法人の合併による納税義務の承継）

第九條の三 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人（以下本章において「被合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならない。

2 前項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

第三節 連帯納税義務

（連帯納税義務）

第十條 地方団体の徴収金の連帯納付義務又は連帯納入義務については、民法第四百三十二條から第四百三十四條まで、第四百三十七條及び第四百三十九條から第四百四十四條までの規定を準用する。

第十條の二 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

2 共有物、共同使用物、共同事業又は共同行為に係る納入金は、特別徴収義務者である共有者、共同使用者、共同事業者又は共同行為者が連帯して納入する義務を負う。

3 事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の關係のある個人で政令で定めるもの（以下本項において「親族等」という。）が事実上当該事業を經營していると認められる場合においては、前項の規定の適用については、当該経営者

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

第四節 第二次納税義務

（第二次納税義務の通則）

第十一條 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を次條から第十一條の八まで又は第十二條の二第二項若しくは第三項の規定により第二次納税義務を有する者（以下「第二次納税義務者」という。）から徴収しようとするときは、その者に対し、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納付又は納入の通知書により告知しなければならない。

2 第二次納税義務者が地方団体の徴収金を前項の納付又は納入の期限までに完納しないときは、地方団体の長は、第十三條の二の規定により繰上徴収をする場合を除き、その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を發して督促しなければならない。

3 第二次納税義務者の財産の換価は、第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付した後でなければ、することができない。

4 第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又は



これらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき異議の申立をし、又は出訴したときは、その異議の申立又は訴の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

5 次条から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者又は特別徴収義務者に対してする求償権の行使を妨げない。

（無限責任社員の第二次納税義務）

第十一条の二 合名会社又は合資会社が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責に任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）

第十一条の三 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余

財産の分配又は引渡をしたときは、その法人に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡を受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下本条において同じ。）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡をした財産の価額を限度として、残余財産の分配又は引渡を受けた者はその受けた財産の価額を限度として、それぞれその責に任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）

第十一条の四 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第七条の二第一項に規定する会社に該当する会社（以下本章において「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、当該株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該会社の株式又は出資を除く。）につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その者の有する当該会社の株式又は出資（当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限（この法律又

る。

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

第十一条の五 滞納者の次の各号に掲げる地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に掲げる者は同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産（以下次条及び第十一条の七において「取得財産」という。）を含む。）を限度として、第二号に掲げる者はその受けた利益の額を限度として、それぞれその滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 市町村民税の所得割で所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三条の二若しくは第四十六条の規定により課された所得税の課税に基いて課されたもの（これとあわせて課する道府県民税の所得割を含む。）に係る地方団体の徴収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で法人税法第七条の三の規定により課され

はこれに基く条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収に関する猶予に係る期限を除く。）をいい、地方税で納期を分けているものの第二期以降の分については、その第一期分の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税の当該期限をいう。以下本章において同じ。）の一年前までに取得したものを除く。）の価額を限度として、当該会社は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 当該株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。  
二 当該株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価格は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額によ

地方税法の一部を改正する法律（一四九）



た法人税の課税に基いて課されたものに係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二条の二の規定により課された事業税に係る地方団体の徴収金、その所得税、法人税又は事業税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二 所得税法第六十七条の規定による計算がなされた所得に基いて課された市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金（これとあわせて課する道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金を含む。）若しくは個人の事業税に係る地方団体の徴収金、法人税法第三十一条の三の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金若しくは法人の事業税に係る地方団体の徴収金又はこの法律の第七十二条の四十三の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金、これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者

（共同的な事業者の第二次納税義務）

第十一条の六 次の各号に掲げる者が納税者又は特別徴収

義務者の事業の遂行に欠くことができな重要な財産を有し、かつ、当該財産に関して生ずる所得が納税者又は特別徴収義務者の所得となつている場合において、その納税者又は特別徴収義務者がその供されている事業に係る地方団体の徴収金を滞納し、その地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 納税者又は特別徴収義務者が個人である場合、その者と生計を一にする配偶者その他の親族で納税者又は特別徴収義務者の経営する事業から所得を受けているもの

二 納税者又は特別徴収義務者がその事実があつた時の現況において同族会社である場合、その判定の基礎となつた株主又は社員

（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第十一条の七 納税者又は特別徴収義務者がその親族その他の納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は同族会社で政令で定めるもの（以下次条において「親

族その他の特殊関係者」という。）に事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一とみられる場所において同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者の当該事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産（取得財産を含む。）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にさ

れている場合は、この限りでない。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第十一条の八 滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該地方団体の徴収金の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行つた、政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分を基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、これらの処分により受

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他の特殊関係者であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

第五節 人格のない社団等の納税義務

（人格のない社団等に対する本章の規定の適用）

第十二条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下本章において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本章中法人に関する規定をこれに適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）

第十二条の二 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合（第九条の三の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金）を納付し、又は納入する義務を負う。



2 人格のない社団等が地方団体の徴収金を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつてゐるため、当該第三者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

3 滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第十一条の三の規定の適用がある場合を除く。）において、当該人格のない社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分をしてもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第六節 納税の告知等  
（納税の告知）

第十三条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者か

- 四 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないで当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき。
- 五 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免かれ、若しくは免かれようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2 前項に規定するまでに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。

- 一 納付又は納入の告知（第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金
- 二 申告又は更正若しくは決定の通知があつた申告納付に係る地方税
- 三 特別徴収義務者が徴収した個人の市町村民税（これとあわせて課する個人の道府県民税を含む。）

四 課税すべき行為又は事実があつた特別徴収の方法によつて徴収される道府県税及び市町村税

3 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしよ

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

ら地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

（繰上徴収）

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、すでに納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき。
- 二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があつた場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- 三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したと

うとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

（強制換価の場合の木材引取税等の徴収）

第十三条の三 地方団体の長は、その引取に対し木材引取税又は軽油引取税が課される素材又は軽油が、強制換価手続により換価された場合においては、当該素材又は軽油の売却代金のうちから当該木材引取税又は軽油引取税を徴収することができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により木材引取税又は軽油引取税を徴収しようとするときは、あらかじめ、執行機関（滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下本章において「行政機関等」という。）、裁判所、執行吏、強制管理人及び破産管財人をいう。以下同じ。）及び特別徴収義務者又は納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第一項の換価がされたときは、執行機関に対する前項の通知は交付要求として、特別徴収義務者又は納税者に対する同項の通知は納入又は納付の告知としてそれぞれ



されたものとみなす。

4 前三項の規定は、特別徴収の方法によつて徴収する第四條第三項の規定によつて課する普通税(以下「道府県法定外普通税」という。)又は市町村法定外普通税のうちその課税客体が物件の引取等木材引取税又は軽油引取税の課税客体に類するもので自治庁長官が指定するものについて準用する。

第七節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整

(地方税優先の原則)

第十四條 地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定がある場合を除き、すべての公課(滞納処分により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費(以下本章において「国税」という。)を除く。以下本章において同じ。)その他の債権に先だつて徴収する。

(強制換価手続の費用の優先)

第十四條之二 納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、地方団体の徴収金

の交付要求をしたときは、その地方団体の徴収金は、その手続により配当すべき金銭(以下本章において「換価代金」という。)につき、当該強制換価手続に係る費用に次いで徴収する。

(直接の滞納処分費の優先)

第十四條之三 納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費(督促手数料を含む。以下第十四條の二十において同じ。)は、次条、第十四條の八から第十四條の十一まで及び第十四條の十三から第十四條の十五までの規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先だつて徴収する。

(強制換価の場合の木材引取税等の優先)

第十四條之四 第十三條の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四條の六から第十四條の十一まで及び第十四條の十三から第十四條の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた引取等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先だつて徴収する。

(地方団体の徴収金のうちの優先順位)

第十四條之五 地方税の督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費は、地方税に先だつて徴収する。

(差押先着手による地方税の優先)

第十四條之六 納税者又は特別徴収義務者の財産につき地方団体の徴収金の滞納処分による差押をした場合において、他の地方団体の徴収金又は国税の交付要求があつたときは、当該差押に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だつて徴収する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産につき他の地方団体の徴収金又は国税の滞納処分による差押があつた場合において、地方団体の徴収金の交付要求をしたときは、当該交付要求に係る地方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該差押に係る地方団体の徴収金又は国税(第十四條の二の規定の適用を受ける費用を除く。)に次いで徴収する。

(交付要求先着手による地方税の優先)

第十四條之七 納税者又は特別徴収義務者の財産につき強

地方税法の一部を改正する法律(二四九)

制換価手続が行われた場合において、地方団体の徴収金及び国税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に先だつて徴収し、後にされた交付要求に係る地方団体の徴収金は、先にされた交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に次いで徴収する。

(担保を徴した地方税の優先)

第十四條之八 地方団体の徴収金につき徴した担保財産があるときは、前二條の規定にかかわらず、当該地方団体の徴収金は、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金及び国税に先だつて徴収する。

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十四條之九 納税者又は特別徴収義務者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が地方団体の徴収金の法定納期限等(次の各号に掲げる地方税については、それぞれ当該各号に掲げる日とし、当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に掲



ける日とし、その他の地方税に係る地方団体の徴収金については、法定納期限とする。以下本章において同じ。）以前に設定されているものであるときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

- 一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべき税額が確定した地方税 その納付又は納入の告知書を発した日（申告により税額が確定されたものについては、その申告があつた日とする。）
- 二 法定納期限前に繰上徴収に係る告知がされた地方税 その告知により指定された納期限
- 三 随時に課する地方税 その納付の告知書を発した日
- 四 第十四条の十八第二項又は第十六条の四第二項の規定により告知し、又は通知した金額の地方税 これらの規定による告知書又は通知書を発した日
- 五 相続人の固有の財産から徴収する被相続人の地方税及び相続財産から徴収する相続人の固有の地方税（相続があつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限り。） その相続があつた日
- 六 被合併法人に属していた財産から徴収する合併後存

続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の地方税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の地方税（合併のあつた日前にその納付し、又は納入すべき税額が確定したものに限り。）その合併のあつた日

- 七 第二次納税義務者又は保証人として納付し、又は納入すべき地方税 第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の納付又は納入の通知書を発した日
- 2 次の各号に掲げる地方税について前項、次条、第十四条の十四第一項、第十四条の十六第一項、第十四条の十七第一項、第十四条の十八第七項及び第十四条の二十第二号の規定を適用する場合は、当該地方税に係る法定納期限等は、それぞれ当該各号に掲げる日とし、当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金、延滞加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に掲げる日とする。
- 一 法人税の課税に基いて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割（これらとあわせて課する均等割を含む。） 当該法人税の国税徴収法（昭和三十四年法律第

百四十七号）第十五条第一項に規定する法定納期限等

二 所得税又は法人税の課税標準を基準として課する事業税 当該所得税又は法人税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等

三 個人の市町村民税（これとあわせて課する個人の道府県民税を含む。以下本号において同じ。）

イ 所得税の課税に基いて課する普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（これとあわせて課する均等割を含む。） 当該所得税の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定納期限等

ロ 特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税 第三百二十一条の四第二項に規定する通知の期限（当該期限後にされた通知に係る特別徴収税額については、当該通知があつた日）

3 第一項の規定は、登記（登録を含む。以下本章において同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権以外の質権については、その証明は、次の各号に掲げる書類

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

によつてしなければならない。

- 一 公正証書
- 二 登記所又は公証人役場において日附のある印章が押されている私署証書
- 三 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第六十三条の規定により内容証明を受けた証書
- 4 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第五条の規定により確定日附があるものとされた日に設定されたものとみなす。
- 5 第一項の質権を有する者は、第三項の証明をしなければ、当該地方団体の徴収金における金額の範囲内においては、第一項の規定により地方団体の徴収金に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）
- 第十四条の十 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徴収する。



（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）

第十四条の十一 納税者又は特別徴収義務者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2 前項の規定は、登記をすることができない質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）

第十四条の十二 前三条の規定に基き地方団体の徴収金に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその地方団体の徴収金に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2 質権又は抵当権により担保される債権額を増加する登

記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十四条の十三 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- 一 不動産保存の先取特権
- 二 不動産工事の先取特権
- 三 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百十条若しくは第八百四十二条の先取特権又は国際海上物品運送法（昭和三十三年法律第七十二号）第十九条の先取特権
- 四 地方団体の徴収金に優先する債権のため又は地方団体の徴収金のために動産を保存した者の先取特権

2 前項第三号及び第四号の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。  
（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優

先）

第十四条の十四 次の各号に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上に地方団体の徴収金の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者若しくは特別徴収義務者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一 不動産賃貸の先取特権その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権（前条第一項第三号及び第四号に掲げる先取特権を除く。）

二 不動産売買の先取特権

三 借地法（大正十年法律第四十九号）第十三条、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十二年法律第十三号）第八条又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三百三十八号）第七条に規定する先取特権

四 登記をした一般の先取特権

2 前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

（留置権の優先）

第十四条の十五 留置権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。この場合において、その債権は、質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に先だつて配当するものとする。

2 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。  
（担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収）

第十四条の十六 納税者又は特別徴収義務者が他に地方団体の徴収金に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその地方団体の徴収金の法的納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分をしてもなおその地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、その地方団体の徴収金は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強



制換価手続においてその質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

- 2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。
  - 一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額
  - 二 前号の財産を納税者又は特別徴収義務者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の地方団体の徴収金の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額
- 3 地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。
- 4 地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。
- 5 地方団体の長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収す

ることができる金額の地方団体の徴収金につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

（担保の目的でされた仮登記と地方税）

第十四条の十七 納税者又は特別徴収義務者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、債務不履行を停止条件とする代物弁済の予約に基づく権利移転の請求権の保全のための仮登記（仮登録を含む。以下本章において同じ。）その他これに類する担保の目的でされている仮登記（質権、抵当権又は先取特権についてされたもの及び地方団体の徴収金の法定納期限等以前にされているものを除く。）がある財産を差し押えた場合には、その処分後にその仮登記に基づく本登記（本登録を含む。）がされたときにおいても、その滞納処分による差押の効力は失われな

- 2 地方団体の長は、前項の差押をしたときは、その旨を仮登記の権利者に通知しなければならない。
- 3 前項の通知に係る差押につき異議の申立又は出訴があつたときは、その異議の申立又は訴の係属している間は、その財産の換価をすることができない。  
（譲渡担保権者の物的納税責任）

第十四条の十八 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の

徴収金を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつていゝもの（以下本章において「譲渡担保財産」といふ。）があるときは、その者の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を徴収することができる。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下本章において「譲渡担保権者」といふ。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した文書により告知しなければならない。この場合においては、納税者又は特別徴収義務者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴税吏員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分をすることができる。

- 4 第十一条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規

定は、前項の場合について準用する。

- 5 譲渡担保財産を第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産としてした差押は、同項の要件に該当する場合に限
- り、第三項の規定による差押として滞納処分を続行することができる。この場合において、地方団体の長は、滞
- 滞なく第二項の告知及び通知をしなければならない。
- 6 第二項の規定による告知又は前項の規定の適用を受け
- る差押をした後、納税者又は特別徴収義務者の財産の譲
- 渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻、再
- 売買の予約その他これらに類する契約を締結している場
- 合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）において、
- も、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、
- 第三項の規定を適用する。

- 7 第一項の規定は、地方団体の徴収金の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつていゝ事実を、その財産の売却決定の前日までに証明した場合には、適用し



ない。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

8 第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、この法律中滞納処分に関する罪及び滞納処分に関する検査拒否等の罪に関する規定の適用については、納税者又は特別徴収義務者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第十四条の十九 買戻の特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記その他これに類する登記（以下本条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産のその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押えた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押えたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

2 前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

（地方税及び国税等と私債権との競合の調整）

第十四条の二十 強制換価手続において地方団体の徴収金

規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（国税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次に本節又は国税徴収法その他の法律の規定を適用して地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三 前号の規定により定めた地方団体の徴収金及び国税等に充てるべき金額の総額を第十四条若しくは第十四条の六から第十四条の八までの規定又は国税徴収法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次地方団体の徴収金及び国税等に充てる。

四 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第八節 納税の猶予

（徴収猶予の要件等）

第十五条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当する場合において、その該当する事実に基き、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認めるときは、その納付し、

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

が国税、他の地方団体の徴収金又は公課（以下本条において「国税等」という。）及びその他の債権（以下本条において「私債権」という。）と競合する場合において、本節又は国税徴収法その他の法律の規定により、地方団体の徴収金が国税等に先立ち、私債権がその国税等におくれ、かつ、当該地方団体の徴収金に先だつとき、又は地方団体の徴収金が国税等におくれ、私債権がその国税等に先立ち、かつ、当該地方団体の徴収金におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一 第十四条の二若しくは第十四条の三に規定する費用若しくは滞納処分費、第十四条の四に規定する地方団体の徴収金（国税徴収法第十一条に規定する国税を含む。）、第十四条の十五の規定の適用を受ける債権、この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第五十九条第三項若しくは第四項（同法第七十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十四条の十三の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二 地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権（前号の

又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基き、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付し、又は納入すべき期限を定めることを妨げない。

一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号の一に該当する事実が事実であったとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつ



た日）から一年を経過した後、その納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認めるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、すでにその者につき前二項の規定により徴収を猶予した期間とあわせて二年をこえることができない。

4 地方団体の長は、第一項若しくは第二項の規定により徴収を猶予したとき、又は前項の規定によりその期間を延長したときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に

財産のうち金銭をその猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の果実又は財産が金銭以外の財産であるときは、第一項の規定にかかわらず、その財産につき滞納処分をし、その換価代金等（国税徴収法第二百二十九条第一項に規定する換価代金等をいう。以下同じ。）を猶予に係る地方団体の徴収金に充てることのできる。

（道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予）

第十五条の三 地方団体の長は、第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第三百二十一条の八第一項若しくは第二項の規定によつて道府県民税若しくは市町村民税の法人税割を納付しなければならぬ法人又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項の規定によつて事業税を納付しなければならぬ法人が、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額の二分の一に相当する金額以下の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額について、当該

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

通知しなければならない。前三項の申請につき徴収の猶予又は期間の延長を認めないときも、また同様とする。（徴収猶予の効果）

第十五条の二 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した期間内は、その猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請により、その差押を解除することができる。

3 地方団体の長は、前条の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第七十二条第一項に規定する無体財産権等をいう。以下第十六条の四第十項において同じ。）があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等（国税徴収法第七十二条第一項に規定する第三債務者等をいう。以下第十六条の四第十項において同じ。）から給付を受けた

道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は事業税に係る第五十三条第一項若しくは第二項若しくは第三百二十一条の八第一項若しくは第二項又は第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十七第一項若しくは第七十二条の二十八第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収の猶予の申請書を地方団体の長に提出し、かつ、当該道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額のうち徴収の猶予を申請した税額以外の部分の税額をその納期限内に完納したときは、当該徴収の猶予を申請した税額については、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収を猶予するものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者（この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの（以下「外国法人」という。）にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者とし、人格のない社団等で代表者の定がなく、管理人の定があるものにあつては、管理人とする。）の氏



名、徴収の猶予を受けようとする道府県民税若しくは市町村民税の法人税割額又は事業税額並びに徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

（徴収猶予の取消）

第十五条の四 第十五条又は前条の規定により地方団体の徴収金について徴収の猶予を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

- 一 第十五条第一項後段の規定により分割して納付し、又は納入することを認め、地方団体の徴収金をその期限までに納入し、又は納入しないとき。
- 二 第十六条第三項の規定により担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する地方団体の長の求に応じないとき。
- 三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。
- 四 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶

予に係る地方団体の徴収金の全額を徴収することができるものと認められるとき。

- 2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。
- 3 地方団体の長は、前二項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨をその納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（換価の猶予の要件等）

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号の一に該当すると認められる場合（第十五条第一項の規定に該当する場合を除く。）において、その者が地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年をこえることができない。

する事実があるとき。

- 二 前条第一項の規定に該当しないこととなつたとき。
- 三 第十三条の二第一項各号の一に該当する事実があるとき。

2 第十五条の四第三項の規定は、前項の規定により換価の猶予を取り消した場合について準用する。

（滞納処分の停止の要件等）

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによつてその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることにして、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 地方団体の長は、前項の換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を猶予し、又は解除することができる。

3 第十五条第一項後段、第三項及び第四項前段並びに第十五条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の換価の猶予について準用する。

（換価の猶予の取消）

第十五条の六 換価の猶予を受けた者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予を取り消し、その猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

- 一 第十五条の四第一項第一号又は第二号の規定に該当
- 地方税法の一部を改正する法律（二四九）



体の徴収金について差し押えた財産があるときは、その差押を解除しなければならない。

4 第一項の規定により滞納処分執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）

第十五条の八 地方団体の長は、前条第一項各号の規定により滞納処分執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しな

なければならない。

（延滞金額及び延滞加算金額の免除）

第十五条の九 第十五条第一項第二号、第二号若しくは第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実を類する事実に係る部分に限る。）又は第十五条の七第一項の規定により徴収を猶予し、又は滞納処分執行を停止した場合に、その猶予又は停止をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額のうちその猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額は、免除する。ただし、第十五条の四第一項又は前条第一項の規定による取消の基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、地方団体の長は、その免除をしないことができる。

2 第十五条第一項第三号、第四号若しくは第五号（前項本文に規定する部分を除く。）又は第十五条の五第一項の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予した場合において、納税者又は特別徴収義務者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の長は、その猶予をした地方税に係る延滞金額又は延滞加算金額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と

認められるものを限度として免除することができる。

一 納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額又は延滞加算金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

第九節 納税の猶予に伴う担保等

（担保の徴収）

第十六条 地方団体の長は、第十五条又は第十五条の五の規定により徴収を猶予し、又は差押財産の換価を猶予する場合においては、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額が五万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三 土地

四 保険に附した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団

六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

2 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

3 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二第二項若しくは第十五条の五第二項の規定により差押を解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保する



ため必要な行為を求めることができる。  
4 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

（納付又は納入の委託）

第十六条の二 第十五条若しくは第十五条の五の規定による徴収猶予若しくは差押財産の換価の猶予を受けた納税者又は特別徴収義務者がその猶予に係る地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、地方団体の長が定める有価証券を提供して、その証券の取立とその取り立てた金銭による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において、確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立につき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

2 徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総理府令で定める様式による納付受託証書又は納入受託証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。  
3 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必

三 電気ガス税

四 木材引取税

五 軽油引取税

六 入湯税

七 特別徴収の方法によつて徴収する道府県法定外普通税又は市町村法定外普通税

2 前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月分の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額（その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額）を限度とする。

3 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

4 地方団体の長は、第一項の規定により同項に規定する地方団体の徴収金の担保の提供を命じた場合において、特別徴収義務者がその指定された期限までにその命ぜられた担保の提供をしないときは、その地方団体の徴収金に關し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

要があるときは、確実に認める金融機関にその取立及び納付又は納入の再委託をすることができる。

4 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により前条第一項各号に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

（保全担保）

第十六条の三 次の各号に掲げる地方税の特別徴収義務者（第一号から第五号までに掲げる地方税については、申告納付又は普通徴収の方法により地方団体の徴収金を納付すべき者を含む。以下本条において同じ。）がこれらの地方税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第十六条第一項各号に掲げるものの提供を命ずることができる。

一 娯楽施設利用税  
二 遊興飲食税

定することを文書で特別徴収義務者に通知することができる。

5 前項の通知があつたときは、その通知を受けた特別徴収義務者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、地方団体の長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

6 地方団体の長は、第一項の規定による担保の提供又は前項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」という。）があつた場合において、第一項の命令に係る地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

7 地方団体の長は、担保の提供等があつた特別徴収義務者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

（保全差押）

第十六条の四 地方団体の徴収金につき納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免かれ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基き、この法律で準用する国税犯則取締法（明治三



- 十三年法律第六十七号）の規定による差押若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定（納付若しくは納入の告知、申告、更正又は決定による確定をいう。以下本条において同じ。）後においては当該地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、当該地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる地方団体の徴収金の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分をすることを要すると認める金額（以下本条において「保全差押金額」という。）を決定し、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押えることができる。
- 2 地方団体の長は、前項の規定による差押をするときは、同項の規定により決定した保全差押金額を同項に規定する納付又は納入の義務があると認められる者に文書で通知しなければならない。
- 3 前項の通知をした場合において、その納付又は納入の義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金

- 額に相当する担保として第十六条第一項各号に掲げるもの又は金銭を提供してその差押をしないことを求めたときは、地方団体の長は、その差押をすることができない。
- 4 地方団体の長は、次の各号の一に該当するときは、第一項の規定による差押を解除しなければならない。
- 一 第一項の規定による差押を受けた者が、前項に規定する担保を提供して、その差押の解除を請求したとき。
- 二 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定しないとき。
- 5 地方団体の長は、第一項の規定による差押を受けた者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押を解除することができる。
- 6 第一項の規定による差押又は第三項に規定する担保の提供があつた場合において、その差押又は担保の提供に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定したときは、その差押又は担保の提供は、その地方団

体の徴収金を徴収するためにされたものとみなす。

- 7 第十六条第二項から第四項までの規定は、第三項に規定する担保について準用する。
- 8 第一項の規定により差し押えた財産は、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定した後でなければ、換価することができない。
- 9 第一項の場合において、差し押えるべき財産に不足があるとき、地方団体の長は、差押に代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならぬ。
- 10 地方団体の長は、第一項の規定により差し押えた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押により第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額が確定していないときは、これを供託しなければならない。
- ii 第一項に規定する地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押を受けた者がその差押により

損害を受けたときは、地方団体は、その損害を賠償する責に任ずる。この場合において、その額は、その差押により通常生ずべき損失の額とする。

（担保の処分）

- 第十六条の五 第十五条又は第十五条の五の規定による徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予を受けた者がその猶予に係る地方団体の徴収金をその猶予の期限までに納付若しくは納入をせず、又は地方団体の長が第十五条の四第一項若しくは第十五条の六第一項の規定によりその猶予に係る地方団体の徴収金を徴収する場合において、その地方団体の徴収金について徴した担保があるときは、地方団体の長は、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充て、又は保証人にその地方団体の徴収金を納付し、若しくは納入させる。

- 2 前項の場合において、地方団体の長は、担保財産の処分の代金が同項の地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分をし、また、保証人がその納付し、又は納入すべき金額を完納しないときは、まず滞納者



に対して滞納処分をし、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分をする。

3 前二項の規定は、第十六条の三又は前条第三項の担保の提供があつた場合において、その担保に係る地方団体の徴収金を徴収するときについて準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその地方団体の徴収金に充てる。

4 第十一条の規定は、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定により保証人から地方団体の徴収金を徴収する場合について準用する。

第十節 還付

(過誤納金の還付)

第十七条 地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金(以下本章において「過誤納金」という。)があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

(過誤納金の充当)

第十七条の二 地方団体の長は、前条の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付

し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金があるときは、同条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第四十八条第三項の規定により当該道府県の個人の道府県民税とあわせて徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税とあわせて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、当該道府県又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 前二項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適當することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

4 地方団体の長は、第一項又は第二項の規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(地方税の予納額の還付の特例)

第十七条の三 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができる。

- 一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金
- 二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確定であるとして認められる地方団体の徴収金
- 2 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項若しくは第二項の規定により還付し、又は充当する場合には、その過誤納金が納付され、又は納入された日の翌日から地方団体の長が還付のため

支出を決定した日又は充当をした日(同日前に充当をするに適當することとなつた日があるときは、その日)までの期間に応じ、その金額百円につき一日三銭の割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の二に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

- 一 地方団体の長が過誤納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を發した日から三十日を経過する日までにその過誤納金の還付を請求しないとき。その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間
- 二 過誤納金の返還請求権につき、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第五百九十四条の規定による差押がされた場合において、同法第六百条第一項の命令がないとき。その差押がされた日の翌日からその差押の取消又は同項の命令があつた日までの期間
- 三 過誤納金の返還請求権につき仮差押がされたとき。その仮差押がされている期間



地方税法の一部を改正する法律（二四九）

二九四

- 3 第一項の規定は、還付加算金の計算の基礎となる過誤納金の額が百円未満であるときは、適用せず、また、その額に百円未満の端数があるときは、同項の規定の適用については、その端数を切り捨てた金額をその過誤納金の額とする。
- 4 前三項の規定により計算した還付加算金の額が十円未満であるときは、加算しない。
- 5 二以上の納期又は二回以上の分割納付若しくは分割納入に係る地方団体の徴収金につき過誤納を生じた場合には、その過誤納金の額に相当する地方団体の徴収金に達するまで、納付又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納がそれぞれの納付又は納入の日に生じたものとみなして、第一項の規定を適用する。
- 6 適法に納付され、又は納入された地方団体の徴収金に、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基づき過納となつたときは、その過納額に相当する地方団体の徴収金は、その過納となつた日に納付又は納入があつたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第十一節 消滅時効

（地方税の消滅時効）

- 第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下本節において「地方税の徴収権」という。）は、これを行使することができる日から五年を経過したときは、時効により消滅する。
- 2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
- 3 地方税の徴収権の時効については、本節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

（時効の中断及び停止）

- 第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。
  - 一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
  - 二 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が

生じた場合において、差押がされた場合には、そのされた日）までの期間

- 三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二条第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

- 2 前項第三号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、なお時効中断の効力は、失われぬ。

- 3 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予又は差押財産の換価の猶予に係る地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

（還付金の消滅時効）

- 第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体に対する請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体に対する請求権（以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができるときから五年を経過したときは、時効により消滅する。

- 2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合につ

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

いて準用する。

第十二節 雑則

（異議の申立）

- 第十九条 第十一条第一項若しくは第二項（第十六条の五四第四項において準用する場合を含む。）の告知若しくは督促、第十三条の二第三項の繰上徴収に係る告知、第十四条の十八第二項の告知、第十五条の四第三項（第十五条の六第二項において準用する場合を含む。）の通知、第十五条の八第二項の通知又は第十六条の四第二項の通知を受けた者は、これらの告知、督促又は通知について不服がある場合においては、その通知書、催告書又は告知書（以下本条において「通知書等」という。）の交付を受けた日から三十日以内に地方団体の長に異議の申立をすることができぬ。

- 2 前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

- 3 第一項の規定の適用については、同項の通知書等を郵便をもつて発送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知書等の交付を受けた日とみなす。こ

二九五



- の場合において、同項の通知書等を受けた者が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日もつて当該通知書等の交付を受けた日とする。
- 4 第一項の規定による異議の申立に対する地方団体の長の決定は、その申立を受理した日から三十日以内に行ななければならぬ。
  - 5 異議の決定は、文書をもつてし、理由を附けて異議の申立をした者に交付しなければならない。
  - 6 異議の申立に関する書類を郵便をもつて差し出す場合においては、郵便通送の日数は、第一項の期間に算入しない。
  - 7 異議の決定に不服がある者は、裁判所に訴することができる。

（書類の送達）

第二十条 地方団体の徴収金の賦課徴収、還付又は異議の決定（これに準ずるものを含む。）に関する書類は、郵便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類について

- は、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。
- 2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。
  - 3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。
    - 一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。
    - 二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。
  - 4 通常の取扱による郵便によつて第一項に規定する書類を送送した場合には、この法律に特別の定がある場合を除き、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならぬ。

（公示送達）

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明であり、又はこの法律の施行地でない場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。
  - 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。
- （道府県税の賦課徴収の委任）
- 第二十条の三 道府県は、道府県税（道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に委任してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、市町村に委任することができる。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

- 一 道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。
  - 二 市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を委任されることに進んで同意したこと。
  - 三 前二号に掲げる場合を除くほか、道府県から当該道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任することについて申請があつた場合において、自治庁長官がその必要を認めて許可をしたこと。
  - 2 道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村に委任した場合においては、当該市町村においてその事務を行うために要する費用を補償しなければならない。
  - 3 前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内に行なわなければならない。
- （徴収の囑託）
- 第二十条の四 地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体



外に在る場合においては、地方団体の徴税吏員は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体の徴税吏員にその徴収を嘱託することができる。

2 前項の場合における徴収は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体における徴収の例による。

3 第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた徴税吏員の属する地方団体の収入とする。

（期間の計算及び期限の特例）

第二十条の五 この法律又はこれに基く条例に定める期間の計算については、民法第三百三十九条から第四百三十三条までに定めるところによる。

2 この法律又はこれに基く条例の規定により定められている期限（前項の規定の適用がある期限その他政令で定める期限を除く。）が民法第四百二十二条に規定する休日に該当するときは、この法律又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日をその期限とみなす。

（第三者の納付又は納入及びその代位）

第二十条の六 地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

2 地方団体の徴収金の納付若しくは納入について正当な利益を有する第三者又は納税者若しくは特別徴収義務者の同意を得た第三者が納税者又は特別徴収義務者に代つてこれを納付し、又は納入した場合において、その地方団体の徴収金につき第十六条の規定による担保として抵当権が設定されていたときは、これらの者は、その納付又は納入により、その抵当権につき地方団体に代位することができる。

3 前項の場合において、第三者が納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の一部を納付し、又は納入したときは、その残余の地方団体の徴収金は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徴収する。

（債権者の代位及び詐害行為の取消）

第二十条の七 民法第四百二十三条及び第四百二十四条の規定は、地方団体の徴収金の徴収について準用する。

（供託）

第二十条の八 民法第四百九十四条並びに第四百九十五条

第一項及び第三項の規定は、この法律又はこれに基く条例の規定により債権者、納税者、特別徴収義務者その他の者に金銭を交付すべき場合について準用する。

（地方税に関する相殺）

第二十条の九 地方団体の徴収金と地方団体に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と地方団体に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

（納税証明書の交付等）

第二十条の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

（政令への委任）

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

第二十条の十一 第九条から前条までに定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行に

関し必要な事項は、政令で定める。

第十三節 罰則

（不納せんに動に関する罪）

第二十一条 納税義務者又は特別徴収義務者がすべき課税標準額の申告（これらの申告の修正を含む。以下本条において「申告」と総称する。）をしないこと、虚偽の申告をすること、税金の徴収若しくは納付をしないこと、又は納入金の納入をしないことをせん動した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、税金の徴収若しくは納付をさせないため、又は納入金の納入をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は罰金に処する。

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二条 地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。



第二十三条第一号中「（昭和二十二年法律第二十七号）」を削り、同号及び同条第二号中「第九条第三項」を「第四十六条第一項」に改める。

第二十六条第三項中「第六十八条第一項」を「第六十八条第六項」に改める。

第四十一条第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若しくは充当」を削る。

第四十七条第一項第三号中「第十七条」の下に「又は第十七条の二」を加え、同項第四号中「第十八条」を「第十四条の四」に「還付し、又は充当した」を「加算した」に改め、「又は充当加算金」を削る。

第四十八条第一項中「の規定による滞納処分」の例により「処分」を「に規定する滞納処分の例により滞納処分を」に改める。

第四十九条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第四十九条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第一項の規定により異議の

申立をすることができず期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等（国税徴収法第百六条第二項に規定する不動産等をいう。以下同じ。）についての差押 その公売期日等（国税徴収法第百十一条に規定する公売期日等をいう。以下同じ。）

三 不動産等についての公告（国税徴収法第百七十一条第一項第三号に掲げる公告をいう。以下同じ。）から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第一項の規定により異議の申立をする」とあるのは、

「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第四十九条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第四十九条の四 第四十九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五十条第一項から第四項までを次のように改める。

個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併



科する。

- 2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項及び第三項の規定による滞納処分を執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
  - 二 第四十八条第一項及び第三項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴収吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第六十四条中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改める。

第六十六条第二項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第六十八条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

法人等の道府県民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴収吏員は、当該法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起

算して十日を経過した日までにその督促に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴収吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴収吏員は、執行機関に対し、滞納に係る法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴収吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他法人等の道府県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六十八条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第六十八条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日



- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
  - 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分  
換価財産の買受代金の納付の期限
  - 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日
- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

- 3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押財産等の搬出及び換価の制限）

第六十八條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財

産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第六十八條の四 第六十八條の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。
- 二 換価した財産の公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示

しなければならない。

- 3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第六十九條第一項から第三項までを次のように改める。

法人等の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六十八條第六項の場合において、国税徴収法第百

四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

- 二 第六十八條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者。

第七十一條及び第七十一條の二を次のように改める。

（法人等の道府県民税に係る延滞加算金）

第七十一條 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合において、法人等の道府県民税額が百円以上であるときは百円（百円未満の端数があるときは、これを切り捨て）について一日三銭の割合をもつて、督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日から税金完納の日までの日数によつて計算した延滞加算金額を加算して徴収しなければならない。ただし、公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認められる場合及び延滞加算金額が十円未満である場合においては、これを徴収しない。



2 前項の延滞加算金額は、税額の百分の五をこえること  
ができない。

第七十一条の二 削除

第七十一条の三中「（明治三十三年法律第六十七号）  
を削る。

第七十二条の七第三項中「第七十二条の六十八第一項」  
を「第七十二条の六十八第六項」に改める。

第七十二条の十四第六項第二号中「（明治三十二年法律  
第四十八号）」を削る。

第七十二条の四十第一項各号中「第十六条」を「第十三  
条の二」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「第十六条の六」を「第十  
五条の三」に改める。

第七十二条の四十九第四項中「第十八条」を「第十七条  
の四」に改める。

第七十二条の五十第二項中「第十六条」を「第十三条の  
二」に改める。

第七十二条の六十六第二項中「第十六条の六」を「第十  
五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条  
第三項とする。

第七十二条の六十八第九項中「第二項」を「第七項」  
に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十四項  
とし、同条第八項中「第一項」を「第二項から第六項ま  
で」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条  
第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改  
め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項と  
し、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を  
同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二  
項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項と  
し、同条第一項を次のように改める。

事業税に係る滞納者が次の各号の一に該当するとき  
は、道府県の徴税吏員は、当該事業税に係る地方団体の  
徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならな  
い。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起  
算して十日を経過した日までにその督促に係る事業税  
に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期  
限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない  
とき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適  
用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、  
「納付の催告書」とする。

3 事業税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一  
号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞  
納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実  
が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産  
を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合に  
は、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る  
事業税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしな  
ければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定に  
より差押をすることができる場合において、滞納者の財  
産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつ  
き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処  
分又はこれらの滞納処分による処分による差押がさ  
れているときは、当該財産についての交付要求は、参加  
差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他事業税に係る地方団体の徴  
地方税法の一部を改正する法律（一四九）

徴金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納  
処分の例による。

第七十二条の六十八の次に次の三条を加える。

第七十二条の六十八の二 滞納処分について次の各号に掲  
げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分に  
ついては、これに関する通知が到達しないことを含む。）  
を理由とする異議の申立（前条第七項の規定により  
異議の申立をすることができる期間を経過したものを除  
く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期  
限まででなければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がない  
ときは、その差押があつたことを知つた日）から三十  
日を経過した日
  - 二 不動産等についての差押 その公売期日等
  - 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分  
換価財産の買受代金の納付の期限
  - 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日
- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることに  
より著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な



理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七十二条の六十八の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七十二条の六十八の四 第七十二条の六十八の二第一項

第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するとき、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七十二条の六十九第一項から第三項までを次のように改める。

事業税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条の七十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

二 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十二条の七十一を次のように改める。

第七十二条の七十一 削除

第七十二条の七十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに於いてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七十三条の八第三項中「第七十三条の三十六第一項」を「第七十三条の三十六第六項」に改める。

第七十三条の二十七第二項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七十三条の三十四第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七十三条の三十六第八項中「第二項」を「第七項」



に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

不動産取得税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適

用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

- 3 不動産取得税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
- 6 前各項に定めるものその他不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定す

る滞納処分の例による。

第七十三条の三十六の次に次の三条を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第七十三条の三十六の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由とする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができず期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただ

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

し書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとす。

- 3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第七十三条の三十六の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第七十三条の三十六の四 第七十三条の三十六の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納



処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するとき、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。
  - 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。
  - 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
  - 3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 第七十三條の三十七第一項から第三項までを次のように改める。
- 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目

収法第四百十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十三條の三十九を次のように改める。  
第七十三條の三十九 削除

第七十三條の四十第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七十九條第三項中「第二百二條第一項」を「第二百二條第六項」に改める。  
第二百二條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第二百二條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第七項を同條第十二項とし、

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
  - 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第七十三條の三十八の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同條第一項を次のように改める。
- 一 第七十三條の三十六第六項の場合において、国税徴収法第四百十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
  - 二 第七十三條の三十六第六項の場合において、国税徴

同條第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第五項を同條第十項とし、同條第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第三項を同條第八項とし、同條第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第一項を次のように改める。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。
- 3 娛樂施設利用税に係る地方団体の徴収金の納期限後第



一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができるときは、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がなされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他娯楽施設利用税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。  
（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第二百二条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第二百二条の四 第二百二条の二第一項第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

第二百二条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百三条第一項から第三項までを次のように改める。

娯楽施設利用税の特別徴収義務者、申告納税者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。



2 特別徴収義務者、申告納税者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者、申告納税者又は納税者に滞納処分を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者、申告納税者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百四条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第百二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第百二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第百五条を次のように改める。

第百五条 削除

第百六条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第百六条第三項中「第百三十四条第一項」を「第百三十四条第六項」に改める。

第百二十二条の二第二項中「第十六条の二」を「第十五条」に改め、同条第二項中「第十六条の三（第二項を除く。）及び第十六条の四」を「第十一条、第十五条第四項、第十五条の二、第十五条の四、第十六条、第十六条の二、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条」に改め、同項後段を削る。

第百三十二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百三十四条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同

条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改

め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

遊興飲食税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに遊興飲食税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

「納入又は納付の催告書」とする。

3 遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る遊興飲食税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がなされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他遊興飲食税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。



第三百三十四條の次に次の三條を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第三百三十四條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合

において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事その異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第三百三十四條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が満納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第三百三十四條の四 第三百三十四條の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法では

あるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第三百三十五條第一項から第三項までを次のように改める。

遊興飲食税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十六條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十四條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者  
二 第三百三十四條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員



の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第三百三十七條を次のように改める。

第三百三十七條 削除

第三百三十八條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第五十五條第三項中「第六十七條第一項」を「第六十七條第六項」に改める。

第六十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十七條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項

を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

自動車税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該自動車税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 自動車税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた

滞納者につき第十三條の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る自動車税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六十七條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第六十七條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処

地方税法の一部を改正する法律（一九四）

分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるも



のとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第六十七條之三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第六十七條之四 第六十七條之二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処

分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でない認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第六十八條第一項から第三項までを次のように改める。

自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の

執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第六十七條第六項の場合において、国税徴収法第百四十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七十條を次のように改める。

第七十條 削除

地方税法の一部を改正する法律(二四九)

第七十一條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認められる場合」に改め、同項各号を削る。

第八十八條第三項中「第二百條第一項」を「第二百條第六項」に改める。

第九十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。



鉦区税に係る滞納者が次の各号の一に該当するとき  
は、道府県の徴税吏員は、当該鉦区税に係る地方団体の  
徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならな  
い。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起  
算して十日を経過した日までにその督促に係る鉦区税  
に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期  
限までに鉦区税に係る地方団体の徴収金を完納しない  
とき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適  
用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「  
納付の催告書」とする。
- 3 鉦区税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一  
号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞  
納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実  
が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産  
を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合に  
は、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る

鉦区税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしな  
ければならない。

- 5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定に  
より差押をすることができる場合において、滞納者の財  
産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつ  
き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処  
分又はこれらの滞納処分による処分による差押がさ  
れているときは、当該財産についての交付要求は、参加  
差押によりすることができる。
  - 6 前各項に定めるものその他鉦区税に係る地方団体の徴  
収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納  
処分の例による。
- 第二百条の次に次の三条を加える。
- （滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）
- 第二百条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に  
関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、  
これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由とし  
てする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立  
をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同  
項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででな

ければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がない  
ときは、その差押があつたことを知つた日）から三十  
日を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分  
換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日
- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることに  
より著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正當な  
理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただ  
し書の規定による訴の提起について準用する。この場合  
において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立  
をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項  
又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるも  
のとす。
- 3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理  
由として滞納処分について異議の申立があつたときは滞  
納処分は、続行することができない。ただし、道府県知  
事がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、

この限りでない。

- （差押財産等の搬出及び換価の制限）
- 第二百条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例に  
よる引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産  
が滞納者の所有に属していないことを理由として、その  
命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の  
係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることがで  
きない。
- （不動産等の売却決定等の取消の制限）
- 第二百条の四 第二百条の二第一項第三号に掲げる処分に  
欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申  
立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、  
次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その  
異議の申立を棄却することができる。
- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処  
分（以下本号において「後行処分」という。）がすで  
に行われている場合において、その異議の申立に係  
る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に  
影響を及ぼさせることが適当でない認められると  
き。



地方税法の一部を改正する法律（一四九）

- 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他  
の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すこと  
が公共の福祉に適合しないと認められるとき。
- 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分  
が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示  
しなければならない。
- 3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨  
げない。

第二百一条第一項から第三項までを次のように改める。

賦区税の納税者が滞納処分<sup>滞り</sup>の執行を免かれる目的でそ  
の財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又  
はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたとき  
は、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の  
罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の  
執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、ま  
た同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を  
占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役  
若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す

割る。

第二百四十四条第三項中「第二百五十三條第一項」を

「第二百五十三條第六項」に改める。

第二百五十一條第二項を削り、同条第三項中「第一項」  
を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十三條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第  
七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、  
同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改  
め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項  
とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項  
を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条  
第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九  
項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前  
項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第  
一項を次のように改める。

狩猟者税に係る滞納者が次の各号の一に該当するとき  
は、道府県の徴税吏員は、当該狩猟者税に係る地方団体  
の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければなら  
ない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

る。

第二百二条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に  
改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処  
する。

- 一 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第四百  
十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質  
問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第二百条第六項の場合において、国税徴収法第四百  
十一條の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の帳  
簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避  
し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたも  
のを呈示した者

第二百三条を次のように改める。

第二百三条 削除

第二百四條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定  
期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した  
日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方  
法により督促をした場合、税金を滞納したことについてや  
むを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を

算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟者  
税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期  
限までに狩猟者税に係る地方団体の徴収金を完納しな  
いとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適  
用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、  
「納付の催告書」とする。

3 狩猟者税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第  
一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた  
滞納者につき第十三條の二第一項各号の一に該当する事  
実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財  
産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合に  
は、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る  
狩猟者税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をし  
なければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定に  
より差押をすることができる場合において、滞納者の財  
産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつ



き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ。

6 前各項に定めるものその他狩猟者税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百五十三條の次に次の三條を加える。

(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第二百五十三條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

て、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第二百五十三條の四 第二百五十三條の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第二百五十三條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由とし

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第二百五十四條第一項から第三項までを次のように改める。

狩猟者税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百五十五條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。



地方税法の一部を改正する法律（二四九）

一 第二百五十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第二百五十三條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例によつて行ふ道府県の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第二百五十六條を次のように改める。

第二百五十六條 削除

第二百五十七條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに對してやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第二百五十九條中「第四條第三項の規定による普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）」を「道府県法定外普通税」に改める。

法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないと

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三條の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機關に対し、滞納に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつ

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

第二百六十四條第三項中「第二百八十五條第一項」を「第二百八十五條第六項」に改める。

第二百八十三條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とする。

第二百八十五條第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同條第十四項とし、同條第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同條第十三項とし、同條第七項を同條第十二項とし、同條第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同條第十一項とし、同條第五項を同條第十項とし、同條第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同條第九項とし、同條第三項を同條第八項とし、同條第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第一項を次のように改める。

道府県法定外普通税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る道府県

き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第二百八十五條の次に次の三條を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第二百八十五條の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前條第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等



- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分  
換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日
- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることに  
より著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正當な  
理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただ  
し書の認定による訴の提起について準用する。この場合  
において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立  
をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項  
又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるも  
のとする。
- 3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理  
由として滞納処分について異議の申立があつたときは、  
滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県  
知事はその異議の申立につき理由がないと認めるとき  
は、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第二百八十五条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定  
の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係  
る財産が滞納者の所有に属していないことを理由とし

て、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議  
の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をする  
ことができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

- 第二百八十五条の四 第二百八十五条の二第一項第三号に  
掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関  
する異議の申立があつた場合において、その処分は違法  
ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道府県  
知事は、その異議の申立を棄却することができる。
- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処  
分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに  
行われている場合において、その異議の申立に係る処  
分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を  
及ぼさせることが適当でないと認められるとき。
- 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他  
の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すこと  
が公共の福祉に適合しないと認められるとき。
- 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分  
が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示  
しなければならない。

- 3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨  
げない。

第二百八十六条第一項から第三項までを次のように改め  
る。

道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞  
納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊  
し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担  
を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以  
下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれ  
を併科する。

- 2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が  
納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさ  
せる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と  
する。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴  
収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつ  
た者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に  
処し、又はこれを併科する。

第二百八十七条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否  
等」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処  
する。

- 一 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法  
第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏  
員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした  
者

二 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法  
第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏  
員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは  
忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をし  
たものを呈示した者

第二百八十八条を次のように改める。

第二百八十八条 削除

第二百八十九条第一項各号列記以外の部分中「督促状の  
指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過  
した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達  
の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納した  
ことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改  
め、同項各号を削る。

第二百九十二条第五号及び第十一号中「第九条第三項」



地方税法の一部を改正する法律（一四九）

を「第四十六条第一項」に改める。

第二百九十八条第三項中「第三百三十一条第一項」を「第三百三十一条第六項」に改める。

第三百三十一条の七第二項中「これに」を「第十七条の二の規定の例によつてこれに」に、「第十七条の規定の適用」を「第十七条及び第十七条の二の規定の適用」に改める。

第三百二十七条第一項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改める。

第三百二十九条第二項中「第十六条の六」を「第十五条の三」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三百三十一条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前

項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がなされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第三百三十一条の次に次の三条を加える。  
(滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)

第三百三十一条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、



滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第三百三十一条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第三百三十一条の四 第三百三十一条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を

及ぼさせることが適當でない認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第三百三十二条第一項から第三項までを次のように改める。

市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と

する。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十三条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第三百三十四条を削り、第三百三十四条の二中「交付を求め」を「交付要求をする」に改め、同条を第三百三十

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

四条とする。

第三百三十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認められる場合」に改め、同項各号を削る。

第三百五十三条第三項中「第三百七十三条第一項」を「第三百七十三条第七項」に改める。

第三百六十四条第四項中「第十七条」の下に「又は第十条の二」を加える。

第三百七十一条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百七十三条第九項中「第二項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同



項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項を次のように改める。

固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。
- 四 固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する

事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

第三百六十四条第三項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合においては、当該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する

滞納処分の例による。

第三百七十三条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第三百七十三条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第八項の規定により異議の申立をすることができず期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

し書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押財産等の搬出及び換価の制限）

第三百七十三条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第三百七十三条の四 第三百七十三条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関



する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。
  - 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。
  - 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
  - 3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 第三百七十四条第一項から第三項までを次のように改める。

固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分

し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
  - 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第三百七十五条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。
- 一 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
  - 二 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏

員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第三百七十六条を次のように改める。

第三百七十六条 削除

第三百七十七条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

- 第四百四十五条の二第四項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。
- 第四百五十条第三項中「第四百五十九条第一項」を「第四百五十九条第六項」に改める。
- 第四百五十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。
- 第四百五十九条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改

め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに軽自動車税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。



- 3 軽自動車税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
  - 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽自動車税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
  - 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。
  - 6 前各項に定めるものその他軽自動車税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 第四百五十九条の次に次の三条を加える。

- (滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例)
- 第四百五十九条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする異議の申立(前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。)は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。
- 一 督促 差押に係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日)から三十日を経過した日
  - 二 不動産等についての差押 その公売期日等
  - 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限
  - 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日
- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立

をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

- 3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第四百五十九条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

(不動産等の売却決定等の取消の制限)

第四百五十九の四 第四百五十九条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長

地方税法の一部を改正する法律(一四九)

- は、その異議の申立を棄却することができる。
- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分(以下本号において「後行処分」という。)がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。
  - 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。
  - 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
  - 3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 第四百六十条第一項から第三項までを次のように改める。

軽自動車税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円



以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分  
の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、ま  
た同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を  
占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役  
若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す  
る。

第四百六十一条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否  
等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処  
する。

一 第四百五十九条第六項の場合において、国税徴収法  
第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏  
員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした  
者

二 第四百五十九条第六項の場合において、国税徴収法  
第四百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏  
員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは  
忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をし

たものを呈示した者

第四百六十二条を次のように改める。

第四百六十二条 削除

第四百六十三条第一項各号列記以外の部分中「督促状の  
指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過  
した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達  
の方法により督促をした場合、税金を滞納したことについ  
てやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各  
号を削る。

第四百九十二条第三項中「第五百九条第一項」を「第五  
百九条第六項」に改める。

第五百七条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を  
「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百九条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七  
項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同  
条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改  
め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項  
とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項  
を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条  
第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九

財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合に  
は、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る  
電気ガス税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求を  
しなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定に  
より差押をすることができる場合において、滞納者の財  
産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつ  
き、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処  
分又はこれらの滞納処分による処分による差押がさ  
れているときは、当該財産についての交付要求は、参加  
差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他電気ガス税に係る地方団体  
の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する  
滞納処分の例による。

第五百九条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第五百九条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分  
に關し欠陥があること（第一号に掲げる処分については  
は、これに關する通知が到達しないことを含む。）を理由

項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前  
項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第  
一項を次のように改める。

電気ガス税に係る滞納者が次の各号の一に該当すると  
きは、市町村の徴税吏員は、当該電気ガス税に係る地方  
団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければ  
ならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起  
算して十日を経過した日までにその督促に係る電気ガ  
ス税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期  
限までに電気ガス税に係る地方団体の徴収金を完納し  
ないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適  
用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、  
「納入又は納付の催告書」とする。

3 電気ガス税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項  
第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受け  
た滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する  
事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその



としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることが出来る期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分

換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理

分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第五百十條第一項から第三項までを次のように改める。  
電気ガス税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様と

由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百九條の三 国税徴収法第五十八條第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第五百九條の四 第五百九條の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処

する。

3 情を知つて前三項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百十一條の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第五百九條第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一條の規定の例によつて行方市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第五百九條第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一條の規定の例によつて行方市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百十二條を次のように改める。

第五百十二條 削除

第五百十三條第一項各号列記以外の部分中「督促状の指



定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第五百二十五条第三項中「第五百四十一条第一項」を「第五百四十一条第六項」に改める。

第五百三十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百四十一条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第二項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

釧産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するとき

は、市町村の徴税吏員は、当該釧産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る釧産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに釧産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 釧産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る釧産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしな

ければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がなされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他釧産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第五百四十一条の次に次の三條を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第五百四十一条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができず期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。



（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第五百四十一条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立に係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第五百四十一条の四 第五百四十一条の二第一項第三号に掲げる処分が欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。
- 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すこと

が公共の福祉に適合しないと認められるとき。

- 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
  - 3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 第五百四十二条第一項から第三項までを次のように改める。

- 1 賦産税の納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百四十三条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五百四十一条第六項の場合において国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
  - 二 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者
- 第五百四十四条を次のように改める。

第五百四十四条 削除

第五百四十五条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金を滞納したことに付いてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第五百五十六条第三項中「第五百七十二条第一項」を「第五百七十二条第六項」に改める。

第五百七十条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第五百七十二条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

- 木材引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該木材引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。
- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る木材引



- 取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに木材引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。
- 3 木材引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る木材引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならぬ。
- 5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができるときにおいて、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分による処分による差押がなされているときは、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

- 分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がなされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができぬ。
- 6 前各項に定めるものその他木材引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 第五百七十二条の次に次の三條を加える。
- （滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）
- 第五百七十二条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができるときを経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。
- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分

換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

- 3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

- 第五百七十二条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議

の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

- 第五百七十二条の四 第五百七十二条の二第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分について行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。

- 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

- 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

- 3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨



第五百七十三条第一項から第三項までを次のように改める。

木材引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分<sup>び</sup>の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五百七十四条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処

する。

一 第五百七十二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第五百七十二条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第五百七十五条を次のように改める。

第五百七十五条 削除

第五百七十六条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことによつてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第六百七十四条第三項中「第六百九十五条第一項」を「第六百九十五条第六項」に改める。

第六百九十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六百九十五条第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

市町村法定外普通税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がさ



れているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他市町村法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六百九十五条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第六百九十五条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

- 一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日
- 二 不動産等についての差押 その公売期日等
- 三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

ことができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第六百九十五条の四 第六百九十五条の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。
- 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。
- 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

地方税法の一部を改正する法律（一四九）

- 四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日
- 2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第六百九十五条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をする

第六百九十六条第一項から第三項までを次のように改める。

- 市町村法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以上の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
  - 2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
  - 3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第六百九十七条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。
- 次に各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。



一 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第六百九十八条を次のように改める。

第六百九十八条 削除

第六百九十九条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百条の八第四項中「第七百条の三十八第一項」を「第七百条の三十八第六項」に改める。

第七百条の二十一第一項中「政令で定めるところによ

り」の下に「第十六条第一項各号に掲げる」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 第十五条第四項及び第十五条の二並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項、第十六条の五第一項及び第二項並びに第十九条の規定は前項の規定による担保について準用する。

第七百条の二十二第七項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第七百条の三十六第一項ただし書中「繰上徴収をする場合」の下に「又は第七百条の十六第三項(第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。の)の規定により徴収する場合」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百条の三十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、

同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

軽油引取税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知又は第七百条の十六第三項(第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。の)の規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中、「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなればならぬ。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他軽油引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百条の三十八の次に次の三条を加える。



（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七百条の第三十八の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に關し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立

をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に關し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、道府県知事はその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七百条の三十八の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百条の三十八の四 第七百条の三十八の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、道

府県知事は、その異議の申立を棄却することができる。

一 その異議の申立に係る処分に續いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、道府県に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百条の三十九第一項から第三項までを次のように改める。

軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役

若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の四十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の三十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税



吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百条の四十一を次のように改める。

第七百条の四十一 削除

第七百条の四十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、納入金又は税金を滞納したことについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

第七百一条の五第三項中「第七百一条の十八第一項」を「第七百一条の十八第六項」に改める。

第七百一条の十六第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百一条の十八第九項中「第二項」を「第七項」に、「第七項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第二項」を「第七項」に改め、

納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなればならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百一条の十八の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七百一条の十八の二 滞納処分について次の各号に掲げ

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

同項を同条第十一項とし、同条第五項を同条第十項とし、同条第四項中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「前項」を「前六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項を次のように改める。

入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するとき  
は、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞

る処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第七項の規定により異議の申立をすることができる期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分

四 換価財産の買受代金の納付の期限

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることに  
より著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第七項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替えるも



のとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に關し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、市町村長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押財産等の搬出及び換価の制限）

第七百一条の十八の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立に係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百一条の十八の四 第七百一条の十八の二第一項第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、市町村長は、その異議の申立を棄却することができる。  
一 その異議の申立に係る処分に續いて行われるべき処

分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとして認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村に対する損害賠償の請求を妨げない。

第七百一条の十九第一項から第三項までを次のように改める。

入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義

第七百一条の二十一 削除

第七百一条の二十二第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を發した日から起算して十日を経過した日」に、「次の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促した場合、納入金を滞納したことに於いてやむを得ない理由があると認められる場合」に改め、同項各号を削る。

第七百二条の七第一項中「第十八条」を「第十七条の四」に改め、「若しくは充当加算金」を削る。

第七百六条の二第二項中「第十七条」の下に「又は第十条の二」を加える。

第七百七条第三項中「第七百二十八条第一項」を「第七百二十八条第七項」に改める。

第七百二十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第七百二十八条第九項中「第二項」を「第八項」に、「第七項」を「第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第一項」を「第一項から第五項まで及び第七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第七項を同条第十三項とし、同条第六項中「第二項」を「第八項」に

務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百一条の二十の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例によつて行う市町村の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百一条の二十一を次のように改める。



改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項を同条第十一項とし、同条第四項中「第二項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項を同条第九項とし、同条第二項中「前項」を「第一項から第五項まで及び前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項を次のように改める。

水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。  
二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 水利地益税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一

体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第七百二十八条の次に次の三条を加える。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例）

第七百二十八条の二 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議の申立（前条第八項の規定により異議の申立をすることができない期間を経過したものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押に係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押があつたことを知つた日）から三十日を経過した日

二 不動産等についての差押 その公売期日等

三 不動産等についての公告から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、異議の申立に対する決定を経ることにより著しい損害を生ずるおそれがあるときその他正当な

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴税吏員は、執行機関に対し、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 地方団体の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について滞納処分を行う場合においては、当該年度分の国民健康保険額が確定する日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団

理由がある場合における行政事件訴訟特例法第二条ただし書の規定による訴の提起について準用する。この場合において、同項中「前条第八項の規定により異議の申立をする」とあるのは、「行政事件訴訟特例法第五条第一項又は第三項の規定により訴を提起する」と読み替へるものとする。

3 第一項第三号に掲げる処分に関し欠陥があることを理由として滞納処分について異議の申立があつたときは、滞納処分は、続行することができない。ただし、地方団体の長がその異議の申立につき理由がないと認めるときは、この限りでない。

（差押動産等の搬出及び換価の制限）

第七百二十八条の三 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき異議の申立をしたときは、その異議の申立の係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることができない。

（不動産等の売却決定等の取消の制限）

第七百二十八条の四 第七百二十八条の二第一項第三号に



掲げる処分が欠陥があることを理由として滞納処分に関する異議の申立があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その異議の申立を棄却することができる。

- 一 その異議の申立に係る処分に続いて行われるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行われている場合において、その異議の申立に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないとき。
  - 二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他の場合で、その異議の申立に係る処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。
  - 2 前項の規定による異議の申立の棄却の決定には、処分が違法であること及び異議の申立を棄却する理由を明示しなければならない。
  - 3 第一項の規定は、地方団体に対する損害賠償の請求を妨げない。
- 第七百二十九条第一項から第三項までを次のように改める。

水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分

た者

二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う地方団体の徴税吏員の帳簿若しくは書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿若しくは書類で偽りの記載をしたものを呈示した者

第七百三十一条を次のように改める。

第七百三十一条 削除

第七百三十二条第一項各号列記以外の部分中「督促状の指定期限」を「督促状を発した日から起算して十日を経過した日」に、「左の各号の一に該当する場合」を「公示送達の方法により督促をした場合、税金又は納入金を滞納したることについてやむを得ない理由があると認める場合」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条、附則第八条第一項及び第二項並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

の執行を免かれる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、地方団体の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。
  - 3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第七百三十条の見出し中「検査拒否」を「検査拒否等」に改め、同条第一項を次のように改める。
- 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う地方団体の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をし

（旧法に基く処分又は手続の効力）

第二条 この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）及びこれに基く命令（条例及びこれに基く規則を含む。）の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴取若しくは滞納処分の執行の停止又は申告、申請、納付若しくは納入の委託若しくは異議の申立その他の処分又は手続は、この附則に別段の定があるものを除き、この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）及びこれに基く命令（条例及びこれに基く規則を含む。）の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）

第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2 新法第九条の二第四項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。



（第二次納税義務に関する経過措置）

第四条 新法第十一条第一項、第十一条の四から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、この法律の施行前に滞納となつて地方団体の徴収金に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

（木材引取税等に関する経過措置）

第五条 新法第十三条の三及び第十四条の四の規定は、木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油又はその引取等に対し新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される物件がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

（地方税と他の債権との調整に関する経過措置）

第六条 新法第十四条の七、第十四条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における地方団体の徴収金と他の債権との調整について

等

第八条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間において、滞納者で次の各号の一に該当するもの（旧法においてその例によるものとされる国税徴収法（以下「旧国税徴収法」という。）第十二条ノ二の規定の適用を受ける者を除く。）が地方団体の徴収金の納付又は納入につき誠実な意思を有すると認められるときは、地方団体の長は、その者の納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧国税徴収法第八条後段に規定する事由があるときは、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができる。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることと比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

は、なお従前の例による。

2 新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定は、この法律の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3 新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期限が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた地方団体の徴収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認められるときは、地方団体の長は、すでにその者につき徴収を猶予した期間と通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予は、旧法第十六条の二第二項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び延滞金額等の免除の特例）

2 前項の規定による猶予は、旧国税徴収法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行の猶予とみなす。

3 この法律の施行前に旧国税徴収法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、新法第十五条の五の規定による差押財産の換価の猶予とみなす。

（還付金に関する経過措置）

第九条 新法第十七条の二第三項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充当をするに適用することとなつた過誤納金に関する還付金について適用する。

2 この法律の施行前に過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る請求権につき新法第十七条の四第二項第二号又は第三号に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

（書類の送達に関する経過措置）

第十条 新法第二十条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二十条の規定により公示送



達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

（期限の特例に関する経過措置）

**第十一条** 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、旧法又はこれに基く条例の規定により定められている期限（政令で定める期限を除く。）が民法第四百二十二条に規定する休日に該当するときは、旧法又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

（第三者の納付又は納入による代位に関する経過措置）

**第十二条** 新法第二十条の六第二項の規定は、この法律の施行後に第三者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金について適用する。

（差押に関する経過措置）

**第十三条** この法律の施行前に発せられた督促状の指定期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において新法第七百条の十六第三項（新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場合に該当するときは、同日）後であるときは、新法の規定にかかわらず、その督

促状に係る地方団体の徴収金については、その指定期限を経過しなければ、差押をすることができない。

（第三者の取戻請求に関する経過措置）

**第十四条** この法律の施行前に旧国税徴収法第十四条の規定によつてした申出は、滞納処分不服がある者の異議の申立に関する新法の規定によつてした異議の申立とみなす。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置）

**第十五条** 滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する新法の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行前にしたこれらの規定に掲げる処分に相当する処分のうちこの法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又は地方税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四百十九号）の施行の日から三十日を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四百十九号）による改正前の地方税法の規定により滞納処分に関する異議の申立をするこ

とができる日」とする。

（延滞加算金額の経過措置）

**第十六条** この法律の施行前にした督促に係る延滞加算金額の計算については、なお従前の例による。

（法人税割等の徴収猶予に関する経過措置）

**第十七条** 新法第十五条の三の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税から適用し、法人のこの法律の施行前に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第十八条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（登録税法の一部改正）

**第十九条** 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三号ノ二中「第十六条の三第一項（同法第

地方税法の一部を改正する法律（二四九）

百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）及第二項、第十六条の七第一項」を「第十六条第一項（第一百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第十六条の三第一項及第五項、第十六条の四第三項」に改め、「並同法第十六条の三第四項（同法第二百二十二条の二第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル差押ノ解除」を削る。

（不動産登記法の一部改正）

**第二十条** 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条ただし書中「国税徴収法第二十三条第一項」の下に「又ハ地方税法第十四条の十七第一項」を加え、「同条第二項」を「国税徴収法第二十三条第二項又ハ地方税法第十四条の十七第二項」に改める。

（港湾法の一部改正）

**第二十一条** 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の三第二項中「第十四条の規定を、その取扱については同法第十七条及び第十八条の規定」を「第十八条から第十八条の三までの規定を、その取扱につい



物品税法の一部を改正する法律（二五〇）

ては同法第十七条から第十七条の四までの規定」に改める。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の一部改正）

第二十二條 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和三十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第二号中「国税徴収法第五十九條第一項」の下に「又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十六條の四第一項」を加える。

第十條第四項中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五條第二項」を「地方税法第十四條の六」に改める。

（国民健康保険法の一部改正）

第二十三條 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七十八條中「第十條第三項及び第四項、第十六條、第十六條の八、第十九條、第二十條並びに第二十二條」を「第九條、第十三條の二、第二十條、第二十條の二及び第二十條の四」に改める。

第七十九條第一項及び第二項中「第十六條第一項」を「第十三條の二第一項」に改める。  
第八十條第一項中「第十六條第一項各号（第三号を除く）」を「第十三條の二第一項各号」に改める。

物品税法の一部を改正する法律

（昭和三十四年四月二十一日法律第五十号）

物品税法（昭和十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。

左ニ掲グル物品ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニハ本法ニ依リ物品税ヲ課ス

第一種 甲類

- 一 貴石及半貴石並ニ此等ヲ用ヒタル製品
- 二 眞珠及之ヲ用ヒタル製品
- 三 貴金屬製品（貴金屬ヲ鍍シ又ハ張りタル製品ニ

乙類

- 四 娛樂用ノモーターボート、スカール及ヨット
- 五 撞球用具
- 六 羽毛製品又ハ羽毛ヲ用ヒタル製品
- 七 電気冷蔵庫及瓦斯冷蔵庫
- 八 電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルラジエーター（室内用ノモノニ限ル）又ハルームクーラー

丙類

- 九 普通乗用自動車但シ第三十七号及第四十八号ニ掲グルモノヲ除ク
- 十 写真機、写真引伸機、映写機、同部分品及附属品並ニ現像焼付用具
- 十一 双眼鏡及隻眼鏡
- 十二 蓄音器及同部分品
- 十三 楽器、同部分品及附属品
- 十四 テレビジョン受像機及同部分品但シ第五十一号及第五十二号ニ掲グルモノヲ除ク
- 十五 扇風機
- 十六 写真用ノ乾板、フィルム及感光紙
- 十七 銃及薬莖

シテ第一種乙類各号及第二種各号ニ掲ゲザルモノヲ含ム）及金又ハ白金ヲ用ヒタル製品但シ第二種第三号ニ掲グルモノヲ除ク

- 四 亀甲製品、珊瑚製品、琥珀製品及象牙製品
- 五 七宝製品
- 六 毛皮製品

乙類

- 七 室内裝飾用品及釣燈籠
- 八 茶道用具、香道用具及華道用具
- 九 化粧廻及裝飾用又ハ調度用纖維製品
- 十 身辺用細貨類
- 十一 囲碁用具、将棋用具及チェス用具
- 十二 書画及骨董

第二種

甲類

- 一 高級普通乗用自動車（輪距三百五厘又ハ気筒容積四千立方種ヲ超ユルモノヲ謂フ）
- 二 ゴルフ用具、同部分品及附属品
- 三 貴金屬製ノ時計及同部分品並ニ金又ハ白金ヲ用ヒタル時計及同部分品

物品税法の一部を改正する法律（二五〇）



丁類

- 十八 電気、瓦斯又ハ液体燃料ヲ使用スルストーブ
- 十九 電気器具、瓦斯器具及液体燃料器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 二十 氷冷蔵庫
- 二十一 家具
- 二十二 鉄瓶並ニ漆器、陶磁器及硝子製器具ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 二十三 照明器具
- 二十四 ネオン管
- 二十五 煙火類
- 二十六 薫物及線香類
- 二十七 蓄音器用ノレコード
- 二十八 文具類
- 二十九 アルバム並ニ觀賞用ノ写真及印刷物類
- 三十 飾物、玩具及遊戯具類但シ第四十四号ニ掲グルモノ及トランプ類税ヲ課セラルルモノヲ除ク
- 三十一 皮革製品ニシテ別号ニ掲ゲザルモノ
- 三十二 鞆、トランク及袋物類
- 三十三 帽子、杖及鞭

戊類

- 三十四 喫煙用ライター、電気マッチ、煙草入、パイプ其ノ他ノ喫煙用具
- 三十五 化粧用具
- 三十六 化粧品但シ第五十三号ニ掲グルモノヲ除ク
- 三十七 小型普通乗用四輪自動車（電気ヲ動力源トスルモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下其ノ他ノモノニ在リテハ輪距二百五十四糎以下ニシテ気筒容積千五百立方糎以下又ハ四輪駆動式ノモノヲ謂フ）
- 三十八 ラジオ聴取機（受信用真空管ヲ使用セザルモノヲ含ム以下同ジ）但シ第五十一号ニ掲グルモノヲ除ク
- 三十九 テープ式磁気録音再生機
- 四十 幻燈機及同ケース
- 四十一 電球類
- 四十二 時計及同部分品
- 四十三 魔法瓶及同ケース
- 四十四 釣用具、スキー用具、スケート用具、登山用具、モーターボート、スカール及ヨット

物品税法の一部を改正する法律（二五〇）

第三種

一 隣寸

- 四十五 嗜好飲料但シ第三種第三号ニ掲グルモノ及酒税ヲ課セラルルモノヲ除ク
- 四十六 烏龍茶、包種茶、コーヒ、ココア及此等ノ代用物
- 四十七 グルタミン酸ソーダヲ主成分トスル調味料
- 己類
- 四十八 乗用三輪自動車及自動車
- 四十九 金庫
- 五十 敷物類
- 五十一 オールウェーブラジオ聴取機以外ノラジオ聴取機ニシテ受信用真空管五個以下又ハトランジスター八個以下ノモノ及ラジオ聴取機ノ部分品
- 五十二 受信用真空管、マイクロフォン、拡声増幅器及拡声器
- 五十三 化粧クリーム、化粧水、化粧下、頭髪用ノ油及煉油、整髪料、養毛料並ニ染毛料
- 五十四 果実エッセンス類
- 五十五 紙及セロファン

- 二 サッカリン、ズルチン、チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ、オルソトロールスルフォアミド、パラフェネチデン及チクロヘキシルアミン（以下人工甘味料ト謂フ）
  - 三 清涼飲料（玉ラムネ壘以外ノ容器ニ充填シタルモノニ限ル）
- 第一条第二項の次に次の一項を加える。
- 第一種ノ物品中甲類ニ該当スル物品ニシテ乙類ニ該当スルモノハ之ヲ甲類トス
- 第二条第一項を次のように改める。
- 物品税ノ税率左ノ如シ
- 第一種
- 甲類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
  - 乙類 物品ノ価格ノ百分ノ十
- 第二種
- 甲類 物品ノ価格ノ百分ノ五十
  - 乙類 物品ノ価格ノ百分ノ四十
  - 丙類 物品ノ価格ノ百分ノ三十
  - 丁類 物品ノ価格ノ百分ノ二十
  - 戊類 物品ノ価格ノ百分ノ十



己類 物品ノ価格ノ百分ノ五

第三種

一 燐寸

千本ニ付 一円

二 人工甘味料

イ サッカリン、ズルチン、オルソトロールスルフ  
オアミド及パラフェネチゼン

一 瓶ニ付 百円

ロ チクロヘキシルスルファミン酸ソーダ及チクロ  
ヘキシルアミン

一 瓶ニ付 三十円

三 清涼飲料

一 罎ニ付 一万千円

第二条第二項中「百分ノ十」を「百分ノ三」に改め、同  
条第三項中「四立方呎」を「百十四立」に改め、同条第四  
項中「第四十八号」を「第三十六号及第三十七号」に改  
め、同条第五項中「紙」を「果実エッセンス類並ニ紙」に  
改める。

第三条第三項中「、燐寸ノ本数及サッカリン又ハヅルチ  
ン原料トスル調味用固型人工甘味料ノ原料トシテ使用セ  
ラレタルサッカリン又ハヅルチンノ量ノ計算」を「及燐寸  
ノ本数ノ計算」に改める。

第四条中「（サッカリン又ハヅルチン原料トスル調味  
用固型人工甘味料ニ付テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該  
調味用固型人工甘味料ニ使用セラレタルサッカリン又ハヅ  
ルチンノ量、第三種第三号ニ掲グル墾詰以外ノ清涼飲料ニ  
シテ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付  
テハ製造場ヨリ移出セラレタル当該清涼飲料ニ使用セラレ  
タル炭酸瓦斯ノ量）」を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 第一種ノ物品ノ小売業者ガ其ノ第一種ノ物品ニ付  
販売若ハ買受ノ委託ヲ受ケテ之ヲ販売シ若ハ其ノ買受ノ  
委託者ニ引渡ス場合又ハ其ノ第一種ノ物品ニ付売買ノ媒  
介ヲ為ス場合ハ之ヲ其ノ所有ニ係ル当該物品ノ販売ト看  
做ス

第一種ノ物品ノ材料（第一種ノ物品ニ該当スルモノヲ除  
ク）ヨリ販売シタル第一種ノ物品ノ小売業者ガ其ノ販売先  
ヨリノ委託ニ基キ之ニ彫刻其ノ他ノ加工ヲ施シテ之ヲ当  
該販売先ニ引渡ス場合ニ於テ当該加工後ノ物品ガ第一種  
ノ物品ニ該当スルトキハ之ヲ当該第一種ノ物品ノ販売ト  
看做ス此ノ場合ニ於テ其ノ委託者ガ当該加工ニ必要トサ  
ルル材料（当該小売業者ガ販売シタルモノヲ除ク）ヲ提

供シタルトキハ当該材料ノ価格ヲ除キタル金額ヲ当該第  
一種ノ物品ノ販売価格ト看做ス

展览会其ノ他之ニ類セル催物ヲ行フ場所ニ於テ其ノ催物  
ノ主催者ガ第一種ノ物品ヲ販売スル場合ハ当該主催者ガ  
第一種ノ物品ノ小売業者トシテ当該物品ヲ販売スルモノ  
ト看做ス

第一種ノ物品ガ入札其ノ他競争ノ方法ニ依リ売買セラ  
ル場合（強制競売又ハ之ニ準ズベキ場合ヲ除ク）ハ其ノ  
札元又ハ之ニ準ズベキ者ガ第一種ノ物品ノ小売業者トシ  
テ当該物品ヲ販売スルモノト看做ス

第六条第四項中「第二種又ハ第三種ノ物品ノ製造ヲ委託  
スルモノハ之ヲ受託者」を「第二種若ハ第三種ノ物品ノ製  
造ヲ委託シ又ハ自己ノミニ商標ヲ表示スベキコトヲ指示シ  
テ第二種若ハ第三種ノ物品ヲ製造セシムルモノハ之ヲ受託  
者又ハ其ノ指示ヲ受ケタル者」に改め、「委託者」の下に  
「又ハ其ノ指示ヲ為シタル者」を加え、同条第五項中「第  
一項乃至第三項中」を「第一項及第二項中」に、「化粧品  
及清涼飲料」を「及化粧品」に、「第一項乃至第三項」を  
「第一項又ハ第二項」に改め、同条第三項を削る。

第七条第一項第二号中「第三十四号又ハ第四十九号」を

物品税法の一部を改正する法律（一五〇）

「第四十五号又ハ第四十六号」に改め、同項第三号中「公  
売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ」を「滞納  
処分（其ノ例ニ依ル処分ヲ含ム）、強制執行、担保権ノ実行  
トシテノ競売、企業担保権ノ実行手続又ハ破産手続ニ依  
リ」に改め、同条第二項中「第三十四号又ハ第四十九号」  
を「第四十五号又ハ第四十六号」に改める。

第八条第一項中「（サッカリン又ハヅルチン原料トス  
ル調味用固型人工甘味料ニ付テハサッカリン又ハヅルチン  
ノ使用量、第三種第三号ニ掲グル墾詰以外ノ清涼飲料ニシ  
テ第一条第一項ノ規定ニ基ク命令ヲ以テ定ムルモノニ付テ  
ハ炭酸瓦斯使用量）」を削る。

第十三条第一項各号列記以外ノ部分中「物品ニ付テハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ」を「物品ニシテ命令ノ定ムル所ニ依  
リ政府ノ承認ヲ受ケタルモノニ付テハ」に改める。

第十三条ノ二の次に次の一条を加える。

第十三条ノ三 第十一条第一項、第十二条第一項又ハ第十  
三条第一項ノ承認ヲ為ス場合ニ於テ取縮上支障ナキモノ  
ト認ムルトキハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ期間  
内ニ製造場ヨリ移出セララル第二種又ハ第三種ノ物品ニ  
付包括シテ此等ノ承認ヲ与フルコトヲ得



第十五条中「第六条」を「第六条第三項」に、「製造ヲ委託セントスル者」を「製造ノ委託又ハ商標ノ表示ノ指示ヲ為サントスル者」に改める。

第十八条第三項中「同条」を「第十三条」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和三十四年五月一日から施行する。ただし、附則第二十項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この法律（前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる改正後の物品税法（以下「新法」という。）第一条第一項第二種第十六号に掲げる写真用フィルムのうち、幅三十五ミリメートルの映画用の天然色写真フィルム（三原色発色剤を含有する乳剤を塗布して製造する天然色写真生フィルム、三原色のうちそれぞれ異なる一色を感光した三本の撮影済フィルムを使用してその陽画を製造する工程において感光乳剤を塗布する方式により製造する天然色写真フィルム及び当該方式に専用される写真生フ

イルム（三原色感光剤のうち一色の感光剤が塗布されて

- 4 この法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日までの間に製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる新法第一条第一項第二種第三十九号に掲げるテープ式磁気録音再生機に課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の十とする。
- 5 当分の間、製造場から移出された新法第一条第一項第二種第四十五号に掲げる嗜好飲料のうち、うんしゅうみかん、夏みかん（ひうが夏みかん、伊予みかん、なるとみかん、三宝かん及びはつきくを含む）、りんご又はぶどうの搾汁を原料とし、乳化剤又は乳化香料を使用しないで製造した果実水及び果実みつで、その搾汁の容量の全容量に対する割合が政令で定める割合以上のもに課されるべき物品税の税率は、新法第二条第一項の規定にかかわらず、その価格の百分の五とする。
- 6 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定による物品

税の免除を受けてこの法律の施行前に第一種の物品の小売業者が販売した改正前の物品税法（以下「旧法」という。）第一条第一項の第一種の物品又は当該免除を受けてこの法律の施行前に製造場から移出され、若しくは保税

地域から引き取られた旧法第一条第一項の第二種若しくは第三種の物品について、この法律の施行後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の徴収については、なお従前の例による。

| 免除の規定                                      | 追徴の規定                                  |
|--|--|
| 物品税法第十一条第一項                                | 同法第十一条第三項                              |
| 物品税法第十二条第一項                                | 同法第十二条第二項                              |
| 物品税法第十三条第一項                                | 同法第十三条第二項若しくは第四項又は第十三条ノ二第三項若しくは第十八条第三項 |
| 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第五条第一項 | 同法第五条第三項                               |
| 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項               | 同法第七条第三項                               |